

第一百九十三回  
国際会議

## 参議院総務委員会会議録第十一号

(一九〇)

平成二十九年四月二十五日(火曜日)  
午後一時開会

委員の異動

四月十九日

辞任

四月二十日

辞任

長沢

広明君

出席者は左のとおり。

委員長

理

事

委員

宮崎

勝君

山下

芳生君

片山虎之助君

又市

征治君

補欠選任

長沢

広明君

宮崎

勝君

横山

信一君

大沼みずほ君

柘植

芳文君

森屋

宏君

江崎

孝君

山本

博司君

國務大臣

副大臣

総務大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

員

警

察

廳

長官官房

審議官

基

總務省

総合通信

部

行政

政

郵

政

行政

通

信

息

局

長

長

官

房

高市

早苗君

あかま二郎君

金子めぐみ君

小野

哲君

高木

勇人君

谷脇

康彦君

南

俊行君

安藤

英作君

富永

昌彦君

渡辺

克也君

今林

顯一君

塚田

一郎君

塚田

一郎君

二之湯

智君

新平

君

松下

溝手

閑口

昌一君

島田

三郎君

古賀友

一郎君

片山

さつき君

こやり

隆史君

塚田

一郎君

塚田

との電話会談、三十分間に及んだそうですけれども、その中でも、安倍総理は、トランプ大統領の言葉をして行動、これを高く評価するということを記者会見でも述べられております。

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| <p>う週に四回は総務省に来ているぐらい、打合せも含めて取り組んでいたといったわけです。その特色としては、やっぱ国際的な競争力を強めるということですね。そして、地デジがほぼ終了して、これからオリンピック・パラリンピックに向けて加速しているわけですねけれども、電波もきつとそれに対応していくこと、そういう主な内容でございました。</p> <p>その全体的な特色として、株式会社インフォンティの岩浪社長さんがイラストを提供してくださいまして、これは大変好評でございました。そして、今もいろんなところで使つていただいているそなんですけれども、資料の三ページ目を見ていただきたいと思います。これからちょっとイラストがずっと続くんではけれども、我々が鉄腕アトムとかに憧れたように、やっぱりこのイラストというのは夢も膨らみますし、大変説明するには良いツールじゃないかなというふうに思います。スポーツの楽しみ方が変わる、地方での暮らしが変わる、そして救急医療が変わる、この点についてあかま副大臣からちよつと説明していただきたいと思います。</p> | <p>○副大臣(あかま二郎君)　ただいま委員の方から御質問がございました5G、いわゆる5G、第五世代移動通信システムでございますけれども、これは3G、また4Gを発展させ、超高速、それだけじゃなく多数接続、また超低遅延といった特徴を持つ次世代型の移動通信システムでございます。</p> <p>この実現は二〇二〇年を目指としておるところですが、今資料に沿つて御説明申し上げますと、資料三の一にござりますとおり、5Gが実現されることで、例えばスポーツ観戦において好きな視点から迫力ある映像をこれまでにない臨場感で楽しむができるようになるなど、スポーツの楽しみ方が変わるというふうに期待もされておるところでございます。</p> <p>また、資料の三の二にござりますとおり、交通の分野では、超低遅延の通信、これが必要となる</p> | <p>自動運転システムの実現にも寄与し、公共交通機関が利用しにくい地域でも自動運転タクシーが好きなときに好きな場所に出かけることができるようになるというふうにも期待もされます。</p> <p>さらに、資料の三の三でござりますけれども、医療分野では、どこにいても高精細な映像を用いた遠隔手術、これを受けることができるなど、より多くの方が先進的な医療サービスを受けるようになると期待されます。</p> <p>○松下新平君　ありがとうございます。</p> <p>続きまして、資料の四を御覧いただきたいと思います。資料の四是、仕事のやり方が変わる、そして買物が変わる、まさに働き方改革、生活の視点からのこのイラストでございますけれども、これについては金子大臣政務官からお願いします。</p> <p>○大臣政務官(金子めぐみ君)　委員御指摘のとおり、5Gが実現されることでビジネスや働き方も大きく変わるものと考えられます。</p> <p>資料四の一のイラストにありますように、超低遅延の無線通信を使えば離れた場所から正確に建設現場の建機を遠隔操作できるようになり、子育てを行う女性が自宅にいながらにして建設現場の施工管理を行つなど、新しいワーカスタイルが可能になると期待されています。</p> <p>○松下新平君　ありがとうございます。</p> <p>もう時間が参りまして、最後の質問になりますけれども、説明いただきましたように、5Gは様々な分野で活用が期待されております。二〇二〇オリンピック・パラリンピックももちろんですけれども、その後の成長エンジンとしても期待されています。</p> <p>最後に、高市大臣からこの5G実現のための取組についての決意、お聞かせいただきたいと思います。</p> | <p>○國務大臣(高市早苗君)　松下副大臣には、この提案を行うことができるなど、新しいビジネス手法が実現することも期待されております。</p> <p>総務省といしましては、二〇二〇年には5Gを確実に実現をし、どなたにとっても喜んでいただけるような新しい働き方や新たなビジネスが開花していくようにならうと考へております。</p> <p>○松下新平君　ありがとうございました。</p> <p>もう一つ、資料の五ですけれども、これ、防災・減災、これは頻発します災害に対してもまさに必要なときに好きな場所に出かけることができるようになるということですねが、これについては政府参考人からお願いします。</p> <p>○政府参考人(富永昌彦君)　5Gが実現されることで、災害対策の面でも大きな変化が起こると考えられます。委員御提出の資料五を御覧ください。例えば、災害時に被災地に多數設置された高精細な映像センサーにより収集されたデータを活用することで、被災状況を網羅的に把握するとともに、被災者に最適な避難経路情報を迅速に届けることができます。また、超低遅延の通信機能を備えた無人航空機、ドローンを遠隔地から制御することで、緊急車両が進入することができる被災現場にいる要救助者に応急処置を行ふための医療器具などを確実に届けることができるようになると期待されます。</p> <p>このように、5Gは災害に強い社会の実現にも貢献することができるものと期待されております。</p> <p>○松下新平君　ありがとうございます。</p> <p>御説明をいただきましたけれども、今回予算で残念なのは、シーリングの対象になつているとうことでございました。前政権からの負の遺産ですけれども、お詫びがあつたとおり成長エンジンとして非常に大事なので、これは從来どおり、このシーリングから外して堂々と予算を計上して使うことが大事だというふうに改めて指摘をします。</p> <p>昨年、これも二十数年ぶりでしたけれども、G7の情報通信大臣会合、これが日本で開催されました。A-Iの開発原則と高市イニシアチブをこの場でも発信をしていただきました。そのように、海外展開もさることながら、この情報通信に関して日本が世界をリードしていくという意気込みを発表されたわけですが、今回の法案を通じても、高市大臣が特に力を入れていらっしゃる海外展開、これはもう物というよりもシステムですね、あるいはこういったノウハウ、そういうものを是非展開していただきたいというふうに思います。</p> <p>これも、私もその後各国回りましたけれども、日本に対する大きな期待が寄せられておりますので、J-ICTのファンの使い方も含めて、更なる総務省のまた存在感をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>以上で質問を終わります。ありがとうございました。</p> |
|--|--|---|--|

した。

○吉川沙織君 民進党の吉川沙織です。

今回は、電波法改正案の内容に重点を置きつつも、今回の改正内容は三年に一度の電波利用料額の改定等の小幅な内容にとどまりますことから、これまで継続的に質疑を行ってきた防災行政無線やJアラート等消防防災の観点、並びに、先月三月十五日、最高裁大法廷でGPS検査の判断が出来ました。これに関して少し伺つてきました。

それに関しても少し伺つてきました。

いと見直します。

電波利用料は、三年を一期間として、その期間に必要と見込まれる電波利用共益費用を同期間中

に見込まれる無線局で負担するものとして三年ごとに見直しが行われており、今年度が改正時期に当たっております。

電波利用料制度は平成五年に創設されていますが、この間、歳入と歳出の差額について、平成二十年五月、平成二十五年五月の電波法質疑の際にも確認をしてまいりました。現在における歳入歳出の差額について総務省に伺います。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げま

す。

平成五年度の電波利用料制度の創設時から決算が出ております平成二十七年度までにつきまして電波利用料の収入決算額から電波利用共益費用の決算額を控除いたしました累積の歳入歳出差額は約七百二十八億円となつております。

以上でござります。

○吉川沙織君 平成二十年五月時点での累積黒字が二百十七億円、平成二十五年五月時点での累積黒字が約三百五十六億円と答弁があつて、今局長から七百二十八億円という、こういう答弁でございました。

今年度の電波利用料予算額が約六百二十億円であることに鑑みれば、およそですが、約一年度分の電波利用料予算に匹敵する累積黒字が存在することになり、これを勘案すると、料額を下げる、若しくは無線局全体の受益に資するための有効活用をするしかないと思われます。電波利用料は一

般会計の中の特定財源とされていることから、総務省が、これ使いたいんです、余った分使いたいんですと財務省に要求しなければ、電波利用料財源はほかの一般財源として費消されることになるんかいと言つて要求した例というのは、平成二十一年度における約二百四十四億円の例のほかにありますか否かだけで結構です、総務省に伺います。

○政府参考人(富永昌彦君) 歳入歳出差額につきましては電波法にその取扱いが明記されておりま

して、その差額につきましては予算で定めるところにより電波利用共益費用の財源に充てることができるとされております。

今委員御指摘のとおり、平成二十一年度には地

上デジタル放送への移行支援、それから携帯電話

等エリア整備事業ということで、約二百四十四億

円という大規模な補正予算を計上しております。

そのほか、これぐらいの大きな規模ではございませんが、過去に累積差額のうちから支出を行つたものがございます。

○吉川沙織君 過去に累積差額から支出を行つた例というのは何年度ですか。

○政府参考人(富永昌彦君) 今ちよつと手元に年

度を持つておりますので、至急調べさせていた

だきます。

○吉川沙織君 平成二十一年度以外にあるかない

かだけ伺いましたので、後で教えていただければ結構でございます。

電波法第三条の三第二項の規定は、将来必要

になつた場合に財務省が責任を持つて余つた分は

これ返してくださいよと言つて手当ですることで

金しているようなものです。電波利用料制度とい

うのは受益者負担の制度であり、累積黒字が増大

するということは負担が受益を上回つているとい

うことになりますので、受益と負担のバランスが適正である必要があると思っていてます。

ここで、昨年まとめられました電波政策二〇二

一致についての考え方で、「電波利用料は三年

間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期

間に見込まれる無線局で負担するものとして料

額を決定しているが」、中略をして、「歳入と歳

出の乖離が生じている。このような状況に対し

て、意見募集やヒアリングにおいて、放送事業

者、通信事業者の無線局免許人から、「乖離が生

じないよう歳入と歳出の総額を一致させるべき」

との意見が多数提出された」とあります。

これらの意見を踏まえるならば、今年度以降の

三年間において歳入と歳出の一致に向けてどのように取り組まれるのか、総務省に伺います。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げま

す。

電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的

として行う事務の費用をその受益者である無線局

の免許人に広く御負担いただくというものでござ

いまして、各年度の歳入と歳出を一致させること

が適当と考えております。

今般の電波利用料制度の見直しに当たっては、

平成二十九年度から三十一年度までの三年間の歳

出規模として年間平均約六百二十億円を想定して

おります。この支出を賄うために同額の歳入が確

保できるよう新たな料額を算定することとなりま

すが、前回の料額算定時に携帯電話等の端末につ

いてその数が上限を超えても負担を増やすない措

置を導入しましたことから、無線局数が三年間で

大きくは変動しないことを想定いたしまして料額

を算定しております。その結果、平成二十九年度

予算につきましては、歳入と歳出を一致させた約

六百二十億円としております。三十年度、三十一

年度の予算につきましても、各年度の歳入と歳出

の関係は一致させるとの考え方の下で適切に対応

したいと考えております。

以上でござります。

○吉川沙織君 じゃ、仮にスマホが増えたとしても、これ、前回、平成二十五年五月三十日の当委員会での局長答弁は、「差額が発生している主な理由としましては、スマートフォンを初めとした歳入が想定以上に増加したというようなことが挙げられるわけでございます。」と答弁がございました。このときは、上がるに従つてどんどこ入つてくると、でも、今の答弁ですと、ある程度で区切つてしまふのでそれほど差額は発生しない、それが歳入と歳出の一一致につながるという、こういうことによろしいですか。

○政府参考人(富永昌彦君) 私どもとしては、三

年前に導入いたしました負担額を抑えるという

措置でございまして、それがするために、今後三

年間につきましては余り無線局数が大きな変動を

起こさないと考えておりまして、そういう意味で

は、想定がかなり今までよりもより確度が高いと

いう想定でござります。したがつて、その想定の

下で歳出をしつかり予算化していくということで

考えております。

○吉川沙織君 他方、歳入歳出の差額、先ほど局

長から御答弁いただきましたとおり、七百二十八

億円程度あるからといってなし崩し的に、電波利

用料、平成五年にかけてから改正のたびに大体使

途の追加がなされてきています。だから、余つて

いるからといってなし崩し的に電波利用料の使途

の追加をするべきではないと思います。無線局全

体の受益になる使途の追加であれば、もちろん法

の趣旨にかなうことですのいいかと思うんです

が、国民全体の受益に資するということであれば

これは一般財源を充てるべきだと思います。

一般財源と電波利用料財源で行う施策の区分と

いうか基準の違いについて、改めて教えてください。

○政府参考人(富永昌彦君) 電波利用料は、広く

免許人に費用負担を求める共益費用でございま

す。その使途として、例えば電波の混信、ふくそ

うを防止するなど、電波の適正な利用を確保する

上で不可欠なものであること、それから一部の無線局や個別の免許人ではなく無線局全体の受益を目的とすること、これを要件としております。具体的な使途につきましては電波法で限定列举する形で明確に規定されておりまして、この規定に合致しないものを電波利用料財源の対象としてはございません。

以上でございます。

○吉川沙織君 無線局の全体の受益につながらないものは対象ではないということだったと思います。

その平成二十五年改正のときに使途が追加されたものとして、防災行政無線、消防救急無線のデジタル化をする費用の補助が追加されました。消防救急無線のデジタル化は、これは平成二十年当時からずっと質問してきましたけれども、平成二十八年五月末日をその期限として明確に定められていましたということもあり、完了していることは承知しております。が、もう一つの対象だった移動系防災行政無線のデジタル化について、平成二十五年に使途の追加をして、実際どの程度進んで、現在の整備率はどうなのか。整備率だけで結構です。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げます。

周波数有効利用促進事業につきましては、消防救急無線と移動系防災行政無線、両方を対象としておりました。御指摘のとおり、消防救急無線につきましては、もう既に平成二十八年三月末にデジタル化が完了しております。一方、移動系防災行政無線の方につきましては、二十五年三月末では約一三%でございましたが、二十八年三月末では約二〇%というところまで行つております。

以上でございます。

○吉川沙織君 多分トータルだと一〇〇だと思いますので、二〇だつまだまだだなという思いがありますのでどうかと思うんですが、平成二十五年改正において防災行政無線と消防救急無線のデジタル化に要する費用の補助を追加したことに伴つて、平成二十五年改正のとき、電波法第百三条の二第四項第八号、これを書き込みました。これを根拠としていた、今二〇%という答弁いただきましたけれども、防災行政無線のデジタル化を含む周波数有効利用促進事業は今年三月末で終了しました。

ただ、この第二百三十三条の二第四項第八号は、事業は終了したのに削除されずに残つたままであります。同号に基づく事業としてほかに何か想定されて残しているのかどうか伺います。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げます。

電波法第二百三十三条の二第四項第八号の規定でござりますけれども、周波数有効利用促進事業について規定したものでございます。この規定の下で、消防救急無線及び移動系防災行政無線のデジタル化を对象として平成二十八年度まで事業を実施してまいりました。この事業による支援でございますが、人命又は財産の保護の用に供する無線設備を広く恒久的に対象とする事業でございます。

今後、このような無線設備であつて、電波の能率的な利用に資する技術の利用の推進を図るために必要なると認められる場合には支援を行つていただくことも想定されるということで、今特定のものを見定しているわけではございませんけれども、電波利用共益事務の定義規定を維持しているというところでございます。

○吉川沙織君 平成二十五年に追加された消防救急無線は一〇〇%です。移動系の防災行政無線の整備率は、先ほど御答弁いただいたように二〇%です。

そのときに対象になつたのは消防救急無線と移動系防災行政無線のデジタル化だけであつて、當時、私も質問しましたけれども、同報系防災行政無線は事業の対象の追加とされませんでした。これは自治事務だから自治体の努力でやりなさいといふ答弁が当時の消防厅長官と総務大臣からあつたところでございます。ですので、この同報系防災行政無線のデジタル化もまだ道半ばというふう

で、平成二十五年改正のときは七〇・九%から始まり二第四項第八号、これを書き込みました。これを根拠としていた、今二〇%という答弁いただきましたけれども、防災行政無線のデジタル化を含む周波数有効利用促進事業は今年三月末で終了しました。

ただ、この第二百三十三条の二第四項第八号は、事業は終了したのに削除されずに残つたままであります。同号に基づく事業としてほかに何か想定されて残しているのかどうかを伺います。

○政府参考人(大庭誠司君) お答え申し上げます。

電波法第二百三十三条の二第四項第八号の規定でござりますけれども、周波数有効利用促進事業について規定したものでございます。この規定の下で、消防救急無線及び移動系防災行政無線のデジタル化を对象として平成二十八年度まで事業を実施してまいりました。この事業による支援でございますが、人命又は財産の保護の用に供する無線設備を広く恒久的に対象とする事業でございます。

今後、このような無線設備であつて、電波の能率的な利用に資する技術の利用の推進を図るために必要なると認められる場合には支援を行つていただくことも想定されるということで、今特定のものを見定しているわけではございませんけれども、電波利用共益事務の定義規定を維持しているというところでございます。

○吉川沙織君 では、もう一つ。今のは、今の市町村数での割合が八二%だということだと思います。ただ、平成は平成の大合併がありました。それまでA市とB市があつて、A市が整備済み団体でB市になくとも、合併したら一応同じ市になりますから両方とも整備済み団体とみなされます。そうなると、市町村合併効果を含んで見かけ上の整備率は上がるということになりますので、その市町村合併効果分を抜いたいわゆる実質の防災行政無線の現在の整備率、最新の整備率について伺います。

○政府参考人(大庭誠司君) 私どもも市町村防災行政無線の整備促進は大きな課題だと思っております。これまで、財政措置として、緊急防災・減災事業債の対象といたしまして防災行政無線の整備を促進してきたところでございますが、市町村の地形や面積によりましては多額の経費が必要な場合もありまして、整備に時間を要しております。

それ以外の方にどう伝えるかという観点でござりますけれども、平成二十八年度から、屋外スピーカーや屋内受信機により住民に直接情報を伝達できるコミュニケーションなどを防災行政無線の代替として整備する場合においても財政措置を講じております。こういう制度なども活用しな

がら、より市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 同報系の防災行政無線の整備率は、多分アナログのものでお答えいただいたかと思います。デジタル化についてはあえてこの場では問い合わせしませんけれども、それも物すごい整備率が低い。いろんな手段を講じてということではございますが、同報系が一番住民、国民の皆さんにとつては身近で、それがまだ一〇〇%には残念ながら到達していないという現状がある中で、もちろん防災は自治事務であり、国民保護という観点に立てば法定受託事務という事務の性格の違いがあるうかと思います。

ただ、災害の情報にしても、武力攻撃事態の情報にしても、国民の生命、身体、財産を守るという目的に変わりはありません。ですので、防災に重点を置いて考えるならば、はい、自治体頑張つてねということになりますが、国民保護事業、今ほどクローズアップされたこと、この九年間この関係の質疑てきて、なかつたと承知しています。

国民保護に重点を置いて考えるならば法定受託事務となり、ある程度国が思い切って支援することも考えられるのではないかと考えますが、消防庁の見解、一言で構いません。

○政府参考人(大庭誠司君) 今申し上げましたとおり、市町村に対しまして、緊急防災・減災事業債を活用するなど、その整備に積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、これらの未整備の市町村につきましては、緊急速報メール、登録制メール、I-P告知システムなど、多様な情報伝達手段を組み合わせて活用することによりまして住民に災害情報伝達がきちんとできるように助言してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 引き続き、この問題については経過を経年で確認をしていきたいと思います。

次に、携帯という面で関連してお伺いしたいと思います。

GPS端末を取り付けて位置情報を検査する際に令状を取得するか否かの適法性について、令状なしのGPS検査は違法判決、さらには、令状をもつしてもGPS検査には疑義があり立法化がございますが、同報系が一番住民、国民の皆さんにとつては身近で、それがまだ一〇〇%には残念ながら到達していないという現状がある中で、もちろん防災は自治事務であり、国民保護という観点に立てば法定受託事務という事務の性格の違いがあるうかと思います。

ただ、災害の情報にしても、武力攻撃事態の情報にしても、国民の生命、身体、財産を守るという目的に変わりはありません。ですので、防災に重点を置いて考えるならば、はい、自治体頑張つてねということになりますが、国民保護事業、今ほどクローズアップされたこと、この九年間この関係の質疑てきて、なかつたと承知しています。

国民保護に重点を置いて考えるならば法定受託事務となり、ある程度国が思い切って支援することも考えられるのではないかと考えますが、消防庁の見解、一言で構いません。

○政府参考人(大庭誠司君) 今申し上げましたとおり、市町村に対しまして、緊急防災・減災事業債を活用するなど、その整備に積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、これらの未整備の市町村につきましては、緊急速報メール、登録制メール、I-P告知システムなど、多様な情報伝達手段を組み合わせて活用することによりまして住民に災害情報伝達がきちんとできるように助言してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 引き続き、この問題については経過を経年で確認をしていきたいと思います。

ただいまの警察庁からの答弁と同旨でございましたが、捜査機関が携帯電話の位置情報をリアルタイムに収集する検査については、検証許可状に基づいて行なうことが想定されていたものと承知しております。

○吉川沙織君 法務省、検証許可状とおっしゃいましたが、刑事訴訟法第二百十八条で合つていま

す。平成二十五年十二月十日、犯罪対策閣僚会議は、「世界一安全な日本」創造戦略五十一ページ、「携帯電話のGPS位置情報を係る検査の実効性の確保」を閣議決定しました。これを受けた総務省は、平成二十七年六月、位置情報を取得をする個人がどこでどれだけ滞在したかということは極めて高度なプライバシーであり、携帯のGPS情報を取得することによって、検査対象の範囲を超過した行動でもが把握されることになりかねません。こんな重大な改正が、国会で全く議論されることはなく、また法律改正を伴うわけでもなく、当該位置情報を取得されることを利用者が知らないまま携帯電話のGPS位置情報を取得したことによる改正が行われていることについて、最初に、警察庁、法務省に伺います。

○吉川沙織君 実際、ない可能性が高いという蓋然性はありました。なぜならば、このガイドラインの改正は平成二十七年六月です。この平成二十七年六月時点での携帯電話はどうだったかというと、もちろん通信の秘密とか個人情報保護のプライバシーの観点から、位置情報を取得されるときは事前に音が鳴るとか画面にこれから位置情報を取得しますよというのを出す仕様になつてしまつたから、まずもつて、その携帯端末の仕様を変更しなければなりません。一部報道によりますと、その一部仕様が変更された携帯端末の販売は昨年

の法的根拠は何だったかを伺います。

○政府参考人(高木勇人君) 警察におきましては、携帯電話のGPS位置情報を取得しようとする場合には、裁判官から刑事訴訟法第二百十八条三項にその記載がありますが、そもそもこの第三項の項目は平成二十三年までに存在しませんでした。当時は、どこのいるかを常に監視されてのではないかとの利用者の不安に配慮し、裁判官の発付した令状だけでなく、携帯電話の利用者本人に対しても音やメッセージで位置情報を取得を知らせることを条件として、検査に使えるため

にこの項目を追加しました。しかし、これでは、事前にその検査の対象者にこれから検査します、位置情報を追跡しますよというのを画面として出すものですから、検査には使いづらいです。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

ただいまの警察庁からの答弁と同旨でございましたが、捜査機関が携帯電話の位置情報をリアルタイムに収集する検査については、検証許可状に基づいて行なうことが想定されていたものと承知しております。

○吉川沙織君 法務省、検証許可状とおっしゃいましたが、刑事訴訟法第二百十八条で合つていま

すね。

○政府参考人(加藤俊治君) そのとおりでございましたが、刑事訴訟法第二百十八条で合つていま

すね。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

ただいまの警察庁からの答弁と同旨でございましたが、捜査機関が携帯電話の位置情報をリアルタイムに収集する検査については、検証許可状に基づいて行なうことが想定されていたものと承知しております。

○吉川沙織君 では、実際に、平成二十七年六月のガイドライン改正後、裁判官から令状を取得して携帯電話のGPS位置情報を取得したことがあります。

○政府参考人(高木勇人君) これまで、都道府県警察において、検証許可状の発付を受け携帯電話のGPS位置情報を取得した事例はないものと承知をしております。

○吉川沙織君 実際、ない可能性が高いという蓋然性はありました。なぜならば、このガイドラインの改正は平成二十七年六月です。この平成二十七年六月時点での携帯電話はどうだったかというと、もちろん通信の秘密とか個人情報保護のプライバシーの観点から、位置情報を取得されるときは事前に音が鳴るとか画面にこれから位置情報を取得しますよというのを出す仕様になつてしまつたから、まずもつて、その携帯端末の仕様を変更しなければなりません。一部報道によりますと、その一部仕様が変更された携帯端末の販売は昨年

夏以降であり、また機種も、いろいろ載っているOSによって追跡できるものとできないものがあるという報道もありましたので、今現在でも実際もつしてもGPS検査には疑義があり立法化が出る場合には、裁判官から刑事訴訟法第二百十八条の検証許可状の発付を受け、同令状を電気通信事業者に提示した上で、同事業者が取得した携帯電話のGPS位置情報を取得することを予定したところでございます。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

ただいまの警察庁からの答弁と同旨でございましたが、捜査機関が携帯電話の位置情報をリアルタイムに収集する検査については、検証許可状に基づいて行なうことが想定されていたものと承知しております。

○吉川沙織君 法務省、検証許可状とおっしゃいましたが、刑事訴訟法第二百十八条で合つていま

すね。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

ただいまの警察庁からの答弁と同旨でございましたが、捜査機関が携帯電話の位置情報をリアルタイムに収集する検査については、検証許可状に基づいて行なうことが想定されていたものと承知しております。

○吉川沙織君 では、実際に、平成二十七年六月のガイドライン改正後、裁判官から令状を取得して携帯電話のGPS位置情報を取得したことがあります。

○政府参考人(高木勇人君) これまで、都道府県警察において、検証許可状の発付を受け携帯電話のGPS位置情報を取得した事例はないものと承知をしております。

○吉川沙織君 実際、ない可能性が高いという蓋然性はありました。なぜならば、このガイドラインの改正は平成二十七年六月です。この平成二十七年六月時点での携帯電話はどうだったかというと、もちろん通信の秘密とか個人情報保護のプライバシーの観点から、位置情報を取得されるときは事前に音が鳴るとか画面にこれから位置情報を取得しますよというのを出す仕様になつてしまつたから、まずもつて、その携帯端末の仕様を変更しなければなりません。一部報道によりますと、その一部仕様が変更された携帯端末の販売は昨年

夏以降であり、また機種も、いろいろ載っているOSによって追跡できるものとできないものがあるという報道もありましたので、今現在でも実際もつしてもGPS検査には疑義があり立法化が出る場合には、裁判官から刑事訴訟法第二百十八条の検証許可状の発付を受け、同令状を電気通信事業者に提示した上で、同事業者が取得した携帯電話のGPS位置情報を取得することを予定したところでございます。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

ただいまの警察庁からの答弁と同旨でございましたが、捜査機関が携帯電話の位置情報をリアルタイムに収集する検査については、検証許可状に基づいて行なうことが想定されていたものと承知しております。

○吉川沙織君 では、実際に、平成二十七年六月のガイドライン改正後、裁判官から令状を取得して携帯電話のGPS位置情報を取得したことがあります。

○政府参考人(高木勇人君) これまで、都道府県警察において、検証許可状の発付を受け携帯電話のGPS位置情報を取得した事例はないものと承知をしております。

○吉川沙織君 実際、ない可能性が高いという蓋然性はありました。なぜならば、このガイドラインの改正は平成二十七年六月です。この平成二十七年六月時点での携帯電話はどうだったかというと、もちろん通信の秘密とか個人情報保護のプライバシーの観点から、位置情報を取得されるときは事前に音が鳴るとか画面にこれから位置情報を取得しますよというのを出す仕様になつてしまつたから、まずもつて、その携帯端末の仕様を変更しなければなりません。一部報道によりますと、その一部仕様が変更された携帯端末の販売は昨年

す。

まず、御指摘がありましたように、当該御指摘の大法廷の判断は、自動車にいわゆるGPS装置を付けて位置情報を取得するという、いわゆるGPS検査に関するものでございまして、事実関係が異なりますので、これが直ちに携帯電話の位置情報をリアルタイムに取得する検査手法に及ぶかどうか、この点は事案を異にしているので直ちに適用が及ぶということにはならないわけあります。

ただ、もとより、その最高裁の判断の趣旨が携帯電話の位置情報取得に関してても及ぶかどうかといふことについては、この判断の理解、分析を通して検討すべき事柄でございます。それらの分析でありますとか、さらに携帯電話の位置情報取得といふのが、実際に位置情報を収集する仕組みとして具体的にどのようなものであるのか、その在り方などを踏まえて立法の要否については検討されるべき事柄であると考えております。

○吉川沙織君 総務省ガイドラインの第二十六条三項、「裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得する」とした規定は、今いろいろ答弁いたしましたけど、GPS検査に関する具体的な立法なしに令状請求の審査を担当する個々の裁判官の判断に委ねることを相当しない今回の最高裁大法廷判断の趣旨とは整合は必ずしもしないのではないかと考えます。

ガイドライン第二十六条三項がGPS検査の抜け道になつてはならないと考えますが、その点について、警察署でも構いませんが、いざかん答弁をお願いします。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

まず、ガイドラインが抜け道になつてはならないかどうかという点に関しましては、このガイドラインは総務省におかれ電気通信事業者に対して主に発せられているものと承知しておりますので、これに関しまして申し上げる立場にはござい

ません。

ただ、もとより検査につきましては、刑事訴訟法等の規定に基づいて適正に行われるべきものであるというふうに認識しております。GPSを、端末を装着するケースでは、例えば車両に勝手にくつつけられていれば、令状がなくして本人に通知の仕組みもなければ、対象者に発信している意思なんではありません。

携帯電話の場合はもちろん機能をGPSにオンにしていないといけませんし、様々な違いは何点かあるのは承知しておりますが、ただ、同じGPSの位置情報を取得して検査を行うという観点で

いえば、このガイドラインを変えると、ワーキンググループの議論では刑事訴訟法第二百八十八条が法的根拠であるとされていること、それが

先般の最高裁大法廷の判断を踏まえるならば、ほかの項目は構いませんが、第二十六条三項

を運用して令状を取得して検査するという運用は、少なくとも、今法務省でこれから検討をされ

るという答弁がございましたので、その検討がある程度、立法が必要だと、このままやつぱり検

査手段は多い方がいいから置いておけといふのであれば、検査はされるのかもしれません、今の段階では少なくとも第二十六条三項においては運

用を見合わせる、若しくは、それを根拠に令状を取得するというのは見合わせるべきではないかと考

えますが、そのことに対する見解を伺います。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げま

す。

GPSの位置情報を取得についての検査の運用要領についてのガイドラインといつたものは定めていないところ

○吉川沙織君 いずれにしても、先月、あれだけ大きなインパクト、最高裁大法廷で十五人全員が

違法判決を出して、検証令状をもつてしてもGPSの検査手法には疑義が残る、もちろん全てを否

定するものではないが、という補足意見も付いては

いましたけれども、やはり高度なプライバシーを有する情報が含まれる、検査の対象範囲を大幅に超える私的な範囲にまで踏み込むのがGPS検

査、位置情報などと思いますので、そこはしっかりと見ておきたいと思います。

最高裁大法廷判断でも、実施可能期間の限定、第三者の立会い、事後の通告等を立法化に当たつて求めていますので、このガイドラインの内容も

立法化すべき内容であるということを申し上げておきたいと思います。

最後に、不法電波監視と携帯電話通信機能抑止について少し伺いたいと思います。

○吉川沙織君 では、困難ということでございました。

お尋ねは個々の個別具体的な事件における法の適用ということになりますので、この場で一概に

お答えを申し上げることは困難でござります。

○吉川沙織君 では、困難ということでございました。

まず、ガイドラインが抜け道になつてはならぬ

べきで、問い合わせたいと思います。

○吉川沙織君 例え、このガイドライン第二十六条三項で

「裁判官の発付した令状に従うときに限り、」こ

れが、近年その性能はどんどん上がり、今まで範

囲が広い位置情報しか特定できませんでしたけれ

ども、今GPSで追尾すればその誤差は数メートルとも言われています。

一方で、外国波を含め様々な電波を発射して重

要無線通信を妨害する事例も増えています。今回

です。

まず、電波利用料の予算を見ても、不法電波の監視については前回改正時と比べ約一・五倍となつてお

り、必要性に迫られる対策であると言えます。不法電波の監視は無線局の適切な運用を確保する上

で重要だと考えますが、現状、どのような取組を行っているのか、総務省電波部長に伺います。

○吉川沙織君 お答え申し上げま

す。

電波は、スマートフォン、無線LANなど様々

な形で国民の皆様に利用されており、また消防防

災無線、航空・海上無線などの重要無線は、御指

摘のとおり、国民生活の安心・安全を支えるイン

フラとなつております。

このような電波利用において、混信、妨害を迅

速に排除し、良好な電波利用環境を維持するた

め、総務省では電波監視に取り組んでいるところ

でございます。

具体的には、消防防災無線、航空・海上無線な

どへの電波妨害に対応するための全国規模の電波

監視設備、二つ目としましては、航空管制などに

用いられる短波帯通信への国内外からの電波妨害

に対応するための短波監視設備、さらに、国内外

の人工衛星などから電波妨害に対応するための宇宙

の電波監視設備の整備を行いまして、二十四時間三百六十五日体制で重要無線通信妨害に対応し

ている状況でござります。

平成二十九年度からは、さらに、第四世代携帯

電話など、より高い周波数帯を利用する無線シス

テムに対応する電波監視体制の整備、また、二〇

二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大

会に向けまして、競技会場ですとかその周辺にお

ける電波監視体制の充実強化を行つたため、電波監

視設備の拡充強化を図る予定としているところでござります。

今後とも電波監視体制の充実強化を図り、安

全、安心な国民生活の維持に貢献してまいりたい

以上でござります。

○吉川沙織君 今度は、その電波を抑止、通信を

停止

する

の電波利用料の予算を見ても、不法電波の監視に

ついては前回改正時と比べ約一・五倍となつてお

り、必要性に迫られる対策であると言えます。不

法電波の監視は無線局の適切な運用を確保する上

で重要だと考えますが、現状、どのような取組を行

っているのか、総務省電波部長に伺います。

○吉川沙織君 お答え申し上げま

す。

まだ、もとより検査につきましては、刑事訴訟

法等の規定に基づいて適正に行われるべきもので

あるというふうに認識しております。

○吉川沙織君 今回、もちろん、携帯GPSと車

両GPSを、端末を装着するケースでは、例えば

車両に勝手にくつつけられていれば、令状がなく

て本人に通知の仕組みもなければ、対象者に発信

している意思なんではありません。

携帯電話の場合はもちろん機能をGPSにオン

にしていないといけませんし、様々な違いは何点

かあるのは承知しておりますが、ただ、同じGPS

Sの位置情報を取得して検査を行うという観点で

いえば、このガイドラインを変えると、ワーキ

ンググループの議論では刑事訴訟法第二百八十八条

が法的根拠であるとされていること、それが

先般の最高裁大法廷の判断を踏まえるなら

ば、ほかの項目は構いませんが、第二十六条三項

を運用して令状を取得して検査するという運用

は、少なくとも、今法務省でこれから検討をされ

るという答弁がございましたので、その検討があ

る程度、立法が必要だと、このままやつぱり検

査手段は多い方がいいから置いておけといふので

あれば、検査はされるのかもしれないが、今の

段階では少なくとも第二十六条三項においては運

用を見合わせる、若しくは、それを根拠に令状を

取得するというのは見合わせるべきではないかと考

えますが、そのことに対する見解を伺います。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げま

す。

ただ、もとより検査につきましては、刑事訴訟

法等の規定に基づいて適正に行われるべきもので

あるというふうに認識しております。

○吉川沙織君 今回、もちろん、携帯GPSと車

両GPSを、端末を装着するケースでは、例えば

車両に勝手にくつつけられていれば、令状がなく

て本人に通知の仕組みもなければ、対象者に発信

している意思なんではありません。

携帯電話の場合はもちろん機能をGPSにオン

にしていないといけませんし、様々な違いは何点

かあるのは承知しておりますが、ただ、同じGPS

Sの位置情報を取得して検査を行うという観点で

いえば、このガイドラインを変えると、ワーキ

ンググループの議論では刑事訴訟法第二百八十八条

が法的根拠であるとされていること、それが

先般の最高裁大法廷の判断を踏まえるなら

ば、ほかの項目は構いませんが、第二十六条三項

を運用して令状を取得して検査するという運用

は、少なくとも、今法務省でこれから検討をされ

るという答弁がございましたので、その検討があ

る程度、立法が必要だと、このままやつぱり検

査手段は多い方がいいから置いておけといふので

あれば、検査はされるのかもしれないが、今の

段階では少なくとも第二十六条三項においては運

用を見合わせる、若しくは、それを根拠に令状を

取得するというのは見合わせるべきではないかと考

えますが、そのことに対する見解を伺います。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げま

す。

ただ、もとより検査につきましては、刑事訴訟

法等の規定に基づいて適正に行われるべきもので

あるというふうに認識しております。

○吉川沙織君 今回、もちろん、携帯GPSと車

両GPSを、端末を装着するケースでは、例えば

車両に勝手にくつつけられていれば、令状がなく

て本人に通知の仕組みもなければ、対象者に発信

している意思なんではありません。

携帯電話の場合はもちろん機能をGPSにオン

にしていないといけませんし、様々な違いは何点

かあるのは承知しておりますが、ただ、同じGPS

Sの位置情報を取得して検査を行うという観点で

いえば、このガイドラインを変えると、ワーキ

ンググループの議論では刑事訴訟法第二百八十八条

が法的根拠であるとされていること、それが

先般の最高裁大法廷の判断を踏まえるなら

ば、ほかの項目は構いませんが、第二十六条三項

を運用して令状を取得して検査するという運用

は、少なくとも、今法務省でこれから検討をされ

るという答弁がございましたので、その検討があ

る程度、立法が必要だと、このままやつぱり検

査手段は多い方がいいから置いておけといふので

あれば、検査はされるのかもしれないが、今の

段階では少なくとも第二十六条三項においては運

用を見合わせる、若しくは、それを根拠に令状を

取得するというのは見合わせるべきではないかと考

えますが、そのことに対する見解を伺います。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げま

す。

ただ、もとより検査につきましては、刑事訴訟

法等の規定に基づいて適正に行われるべきもので

あるというふうに認識しております。

○吉川沙織君 今回、もちろん、携帯GPSと車

両GPSを、端末を装着するケースでは、例えば

車両に勝手にくつつけられていれば、令状がなく

て本人に通知の仕組みもなければ、対象者に発信

している意思なんではありません。

携帯電話の場合はもちろん機能をGPSにオン

にしていないといけませんし、様々な違いは何点

かあるのは承知しておりますが、ただ、同じGPS

Sの位置情報を取得して検査を行うという観点で

いえば、このガイドラインを変えると、ワーキ

ンググループの議論では刑事訴訟法第二百八十八条

が法的根拠であるとされていること、それが

先般の最高裁大法廷の判断を踏まえるなら

ば、ほかの項目は構いませんが、第二十六条三項

を運用して令状を取得して検査するという運用

は、少なくとも、今法務省でこれから検討をされ

るという答弁がございましたので、その検討があ

る程度、立法が必要だと、このままやつぱり検

査手段は多い方がいいから置いておけといふので

あれば、検査はされるのかもしれないが、今の

段階では少なくとも第二十六条三項においては運

用を見合わせる、若しくは、それを根拠に令状を

取得するというのは見合わせるべきではないかと考

えますが、そのことに対する見解を伺います。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げま

す。

ただ、もとより検査につきましては、刑事訴訟

法等の規定に基づいて適正に行われるべきもので

あるというふうに認識しております。

○吉川沙織君 今回、もちろん、携帯GPSと車

両GPSを、端末を装着するケースでは、例えば

車両に勝手にくつつけられていれば、令状がなく

て本人に通知の仕組みもなければ、対象者に発信

している意思なんではありません。

携帯電話の場合はもちろん機能をGPSにオン

にしていないといけませんし、様々な違いは何点

かあるのは承知しておりますが、ただ、同じGPS

Sの位置情報を取得して検査を行うという観点で

いえば、このガイドラインを変えると、ワーキ

ンググループの議論では刑事訴訟法第二百八十八条

が法的根拠であるとされていること

抑止する環境について伺いたいと思います。平成十年六月十日、郵政省、発着信による迷惑防止のための電波利用の在り方に関する研究会報告書で、電波を利用した携帯電話等通信抑止装置の利用について、コンサートホール等、公共の福祉の進展に必要と認められる一定の条件に適合する場合、同年十二月から携帯電話等通信抑止装置の設置を認めています。通信を抑止する場合は、携帯電話と同じ周波数の電波を発射することで電波を妨げるものであるため、無線局の免許人となる必要があります。

○政府参考人（渡辺克也君） お答え申し上げます。まず、携帯電話等通信抑止装置の運用に当たつてどのような要件があるのか、総務省電波部長に伺います。

お尋ねの携帯電話等抑止装置につきましては、携帯電話等の普及により着信音が周囲に迷惑を掛ける事例が増加したことを受けまして、御指摘のとおり、平成十年に導入されたものでございまして、劇場ですかコンサートホールとかにおきまして静ひつの確保のために利用されている状況にございます。

この電波監視等抑止装置でございますが、携帯電話等と同様周波数の電波を発射することで周囲の携帯電話等の一切の通信を抑止するものであることから、その運用に当たりましては、通信の抑止が社会的に容認されること、二つ目としまして、携帯電話等の利用が制限されていることを利用者が十分認識し承諾しているといった点が要件になつております。さらに、無関係な第三者の通信を阻害することのないよう、携帯電話等抑止装置の電波が外部へ漏れないしないように運用することも要件としているところでございます。

総務省としましては、携帯電話等抑止装置の免許に当たりましては、こういった社会的なニーズも踏まえながら対応しているところでございました。

○吉川沙織君 社会的な要請を踏まえて対応されただとしても、現実問題それが難しい場合もあるうかと思いますが、どのような場合がそれが困難だと考えておられますか。

○政府参考人（渡辺克也君） お答え申し上げます。例えば、駅舎、道路、公園といいました不特定の人々が自由に入り可能な空間では、先ほど御説明しました要件を満たすことは困難ということから、抑止装置の運用は現在行われていない状況にござります。

また、技術的な観点から一般論として申し上げれば、屋内でありましても、例えば大きな窓があるといつた所によりまして屋内の通信環境が非常に良好である場合、抑止装置による抑止が困難になる、そういうケースもあるというふうに考えております。

○吉川沙織君 今答弁いただいた大きな窓があつて低下させるのが難しいという場合のときに、通信環境をあえて低下させるような措置を講じれば抑止が可能となるのか、その場合、携帯電話等通信抑止装置を使用するときのみこういう措置を講ずればいいのかという疑問点があります。

例えば、周辺の携帯基地局の出力を下げるこことで、つまり通信環境をあえて落とす環境をつくつた上で、通信環境を落とした上で、電波の通信抑止が可能になって免許が下りた例があるとします。そのような環境で免許が下りた場合、免許を出したときの環境を常に保持する必要があることを利用者に要件になつております。

○政府参考人（渡辺克也君） お答え申し上げます。通信環境が非常に良好な屋内空間においても、例えば窓に電磁波のシールドを張る、さらに状況によりましては、今御指摘ございましたように、施設管理者からの要請に基づきまして携帯電話事業者において施設内の基地局のアンテナの調整などでパワーや下げる、そういうことを講じる

ことにより携帯電話等抑止装置による抑止が可能となる、そういうたったケースはあり得るとは考えられます。

また、総務省では、抑止装置を免許するに当たりましては、抑止装置単体の性能だけではなく、総合的勘案した上で抑止が適切に行われるか、抑止装置の電波が外部へ漏れていかないかといったことについて個別に確認を行つてある状況でございます。

こうした免許時の条件を踏まえますと、抑止装置を使用するときに限定して通信環境をあえて低下するような、そういうたった措置をその都度講じることは運用上非常に難しいのではないかというふうに考えております。

○吉川沙織君 今日は、電波法の改正案そのものの内容、改正内容が小幅ということもありましたので、電波利用料総額の歳入歳出の差額、それからその累積額の確認、その累積額をいかにして活用していくかということ、それから防災行政無線の整備率、先月の最高裁判大法廷判決に基づく、携帯電話の位置情報の取得ですので、今般の大法廷判決とはもちろん異なりますけれども、同じ個人のプライバシーに関わる、しかもそのガイドラインができたときは、個人の携帯、当該利用者の携帯を鳴動させる、メッセージを表示して位置情報を取得されていて利用者が知ることができるときという文言があつたのを削つて今は運用がなされている。警察庁からは、それで令状を取得したことはないという答弁でございましたけれども、片や車両にGPSをつけて捜査するときは立法化が望ましいという判断が出ていた以上、こちらのガイドラインについてもしつかり立法化に向けた措置をするべきだという思いであります。

ですが、今村復興大臣、山本地方創生大臣、しかも、地方や現場への無理解が私は目立つというふうに思つておらず、これが安倍政権の閣僚として一連の問題行動、これ個人のことだというふうにおつしやるかもしれないけれども、これ閣僚の一員としてどういうふうに思つていらっしゃるのか、率直なお考へを聞かせていただきたい。

それからもう一つ、安倍一強と言われる今の状況の中で何を言つても許されるんだ、更迭されることがないんだ、そういうおこりとか緩みが目立つんじやないでしようか。事実、この週末の共同通信の世論調査で七三%の人が緩みが出ていると、こういうふうに答えておりますけれども、大臣、いかがでしよう。

○國務大臣（高市早苗君） 他の閣僚の御発言につきましては、杉尾秀哉でございます。吉川委員に引き続いで質問させていただきます。

本日は、電波法等の改正案の審議なんですけど、その前にどうしても高市総務大臣に伺いたいことがあります。

先週、中川経産政務官が週刊誌報道を契機に辞任されました。それがきっかけになつて経産委員会止まつてありました。その後、週末に中川政務官は自民党を離党されました。週刊誌報道が事実であるとするならば、これは議員辞職に値する行動だと思いますけれども、そこで高市大臣に伺います。

女性閣僚として、また安倍政権の主要閣僚として、離党で済む問題だとお考えなのか、議員辞職に値するとは思われないか、いかがでしよう。

○國務大臣（高市早苗君） 中川前大臣政務官について、離党で済む問題だとお考えなのか、議員辞職にて知るのみでござります。また、内閣を代表してコストをする立場にもございません。政治家御本人の出処進退というのは、自らお決めになることであろうと考えております。

○杉尾秀哉君 このところ政務三役等の問題発言、行動が相次いで問題になつております。例えば、今村復興大臣、山本地方創生大臣、しかも、地方や現場への無理解が私は目立つというふうに思つておらず、これが安倍政権の閣僚として一連の問題行動、これ個人のことだというふうにおつしやるかもしれないけれども、これ閣僚の一員としてどういうふうに思つていらっしゃるのか、率直なお考へを聞かせていただきたい。

それからもう一つ、安倍一強と言われる今の状況の中で何を言つても許されるんだ、更迭される

いて、また内閣を代表してコメントをするような立場にもございません。

緩み、おどりがでているのではないかという感じ

しいお声があるということは承知いたしております。

私は、総務大臣として辞令をいただいたときの初心を忘れずに謙虚に誠実に仕事をしてまいりたいなど、このように考えております。

○杉尾秀哉君 それでは、本題の電波法改正案等について伺います。

資料一ですね、これ基本的なことなんですかねでも、これ右のグラフが平成二十九年からの三年間の予算、これまでの三年間、左の円グラフになりますけれども、予算規模が七百億から六百二十億円に圧縮されております。最大のポイントは地

デジの対策費、これまで二百九十八億円、ほぼ三百億円近かたのが平成二十九年度から十三億円に減つております。地デジ対策はほぼ終了したと

いうことでござりますけれども、先ほど吉川委員の方からもお話をがありました。この電波利用料予算、多額の累積黒字があるということなんです

が、これそもそも考えてみますと、三百億円近くの規模の事業がなくなつたらそれに相当する分だけ予算を減らすのが当たり前じゃないかと思うんですけれども、いかがでしようか。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げま

す。電波利用料の使途として、これまで複数年度にわたり毎年度約三百億円規模を充当してきた地上

デジタル放送関係の費用でござりますけれども、昨年度でほぼ終了しております。

一方、周波数が逼迫する中で、今後ますます高

度化、多様化していく電波利用ニーズに対処していくため、周波数の有効利用につながる研究開発ですとか携帯電話エリアや公衆無線LAN環境の整備、こういったことを推進していくことが必要となつております。これらの必要な予算として約二百億円を増額しております。

こういった歳出構造の変化ということで、平成二十九年度予算は約六百二十億円となり、前期の

予算規模である約七百億円から約八十億円減少したものでございます。

以上でございます。

○杉尾秀哉君 総務省の電波政策二〇二〇懇談

会、この報告では、使途の対象となる事業は電波の利用を通じた社会課題の解決に資するもの、こ

ういうふうになつております。

具体的に、今幾つか例挙げられましたけれども、今回の予算の中で社会課題の解決に資する事

業というのはどういった事業があるのでしょうか。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げま

す。昨年開催いたしました電波利用料の見直しを検討する懇談会では、電波の公平かつ能率的な利

用を推進することを目的としつ、電波の利用を通じて、地域活性化、医療、東京オリンピック・パ

ラリンピック競技大会の成功などの社会への貢献や社会的課題の解決に有用な施策を電波利用料の

使途として積極的に取り上げていくこととされました。

その結果、例えば、過疎地、離島などにおける携帯電話エリアや公衆無線LAN環境の整備、新幹線トンネル全区間ににおける携帯電話の電波遮蔽

対策、こういった地域活性化に貢献する施策が電

波利用料の使途として適当とされております。こ

のような社会的課題の解決に有用な施策を始めと

今次国会においてお認めいただいたということでござります。

以上でございます。

○杉尾秀哉君 地方創生に資する、そういう内容

が含まれているということなんですかねでも、具

体的にはこれから伺つてまいりますけれども、こ

れでござります。電波利用共益事務としての適合性の

担保、効率化、必要性の検証を徹底することとも

に、これまでの歳出規模を踏まえて次期の歳出規

模を検討することが適当だと、こういうふうなく

だりがございます。

特に問題になりますのが、効率化、必要性の検証を徹底するというふうになつてゐるんですけど

ども、一部に非効率な予算が付いてゐるのではないかと、こういうふうな指摘もあります。この効率性、必要性の検証というのは本当に徹底してで

きてるんでしょうか。いかがでしょう。

○政府参考人(富永昌彦君) 私どもでは、予算編成過程における政府部内での協議も徹底しておりますし、また予算の実行段階において効率化を図るということでも努力しております。それから、実際にどういった電波利用共益事務として施策を

実施したかということにつきましても、可能な限りウエブ等で公表することにしております。こういったことを通しまして、予算消化の、予算執行の効率化といったことを図っております。

○杉尾秀哉君 先ほど吉川委員の質問の中にもありました。電波利用料を払つている事業者の側に

も、私も具体的に聞きましたけれども、支払った額に見合うだけの受益がない、こういった声もござります。そうした声にこれからどういうふつて応えていくつもりなんでしょうか。いかがで

しょう。

○杉尾秀哉君 先ほど吉川委員の質問の中にもありました。電波利用料を払つている事業者の側に

も、私も具体的に聞きましたけれども、支払った額に見合うだけの受益がない、こういった声もござります。そうした声にこれからどういうふつて応えていくつもりなんでしょうか。いかがで

しょう。

○副大臣(あかも二郎君) お答えいたします。

電波利用料で実施する事務は、電波法に基づき、無線局全体の受益に資するものであることが前提とされております。その事務の対象の検討に当たつては、有識者による懇談会を開催し、電波利用料を負担いただく免許人からのヒアリングや意見公募を実施するなどした関係者の理解を得ながら検討を進めてまいりましたところでござります。

今後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される二〇二〇年には多数の観光客が見込まれております。そのため、新幹線トンネルの不感対策を大幅に前倒して実施することとし、平成二十九年度予算是前年度予算の二倍以上となる七十・五億円としたところでございます。総務省といたしましては、二〇二〇年までに、それなるべく早い時期までに新幹線の全区間の不感対策が完了できるよう、JRや携帯電話事業者などと調整しつつ取り組んでいきたい

この右の円グラフの、ちょっと汚い字で申し訳な

いんですが、私が②と書いた部分なんですが、

電波遮蔽対策事業七十一億円が付いております。

新幹線のトンネル対策という話がありました。

私、選挙区が冒頭申し上げましたように長野県で、北陸新幹線、本当は長野新幹線のはずだつたんですけれども、北陸新幹線になつちやつて長野に

経由という表現になつておりますが、これ頻繁に利用させていただいております。群馬から長野に入ると電波が通じないんですね。非常に不便しております。こういう区間はたくさんあります。

今回の対策事業によつてこれが全面的に解消されるということによろしいのか。具体的にいつをめどにどういう事業が行われるのか。また、新幹線といふ話がありましたけれども、新幹線以外にもトンネルたくさんございます。道路のトンネルもそうですね、最近物すごく長いですね。それから、在来線のトンネルもございます。その辺について伺わせてください。

○政府参考人(富永昌彦君) 携帯電話が国民の生活インフラとして広く普及している中、新幹線での移動時においても携帯電話が利用できるようにすることは重要な認識しております。総務省では、鉄道トンネルなど電波が遮蔽される場所でも携帯電話が利用できるようにするため、委員御指摘の電波遮蔽対策事業により対策を実施しております。

今後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される二〇二〇年には多数の観光客が見込まれております。そのため、新幹線トンネルの不感対策を大幅に前倒して実施することとし、平成二十九年度予算是前年度予算

の二倍以上となる七十・五億円としたところでござります。総務省といたしましては、二〇二〇年までに、それなるべく早い時期までに新幹線の

電話事業者などと調整しつつ取り組んでいきたい

と考えております。それから、委員御指摘の道路トンネルにつきまして、現在既に高速道路等を中心といたしますてかなり推進しておりますので、引き続きしっかりとやつてまいりたいと思つております。

○杉尾秀哉君 山形新幹線の方も、拍手が出ておりましたので、ひとつよろしくお願ひいたしました。

その一方で、公衆無線LANの環境整備なんですかけれども、この右の円グラフの①ということになります。すけれども、旅行中最も困ったこと、施設等のスタッフとのコミュニケーションが取れない、これが一番多いんですねけれども、やっぱり二番目に無線公衆LAN環境というの二〇%近くあります。

観光庁が実施したアンケート、今日資料を持つてまいりました、資料の二なんですかけれども、旅行中最も困ったこと、施設等のスタッフとのコミュニケーションが取れない、これが一番多いんですねけれども、やつぱり二番目に無線公衆LAN環境というのが二〇%近くあります。

観光庁がその前に行つた、恐らく二〇一五年だと思うんですが、一五年的資料を見ると四六%か七%が、この無線LAN環境に困っているというのが非常に多かつたので、大分改善されているというふうには思いますが、今回のこの無線LANの環境整備事業にこうしたインバウンド観光客を意識した施策というのは含まれているんでしょうか。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げます。

総務省では、観光庁と連携いたしまして、関係事業者や地方自治体等で構成する無料公衆無線LAN整備促進協議会を平成二十六年八月に立ち上げまして、無料公衆無線LAN環境の整備促進や周知、広報等に官民一体となつて取り組んでおります。

それで、今回の電波利用料予算でござりますけれども、地方自治体が指定する避難所などの防災拠点約三万ヶ所におきまして、公衆無線LAN環

境の整備を平成三十一年度までに完了することを目指し支援措置を拡充するということにしておりまます。

○杉尾秀哉君 基さんも海外旅行に行かれて痛感すると思うんですけども、本当に日本はまだまだこの分野で私は遅れていると思います。無線LAN後進国だとまでは言いませんけれども、まだ遅れているということを、海外の特に旅行に行つたり仕事に行つてもそうなんですが、痛いたします。

○政府参考人(富永昌彦君) 無線LANでございます。

総務省として、こうした現状をどういうふうに考えいらっしゃるのかという基本的な認識をお聞かせください。

○政府参考人(富永昌彦君) 無線LANでございます。

ますけれども、携帯電話と並んで非常に日常生活で不可欠なものとなつてきていると認識しております。したがつて、インバウンドの訪日される方々を含めまして、いろんなところで無線LANが使用できる環境の構築が極めて重大だと思っております。

私も先頃、家電量販店に行って、最近ちょっとBS、CSで実用放送が始まるというふうになつております。十二月といふうに聞いております。

4K・8K推進ロードマップ、資料四でございまますね、これによりますと、来年二〇一八年からBS、CSで実用放送が始まるというふうになつております。十二月といふうに聞いております。

私も先頃、家電量販店に行って、最近ちょっとBS、CSで実用放送が始まるというふうになつております。十二月といふうに聞いております。

私も先頃、家電量販店に行って、最近ちょっとBS、CSで実用放送が始まるというふうになつております。十二月といふうに聞いております。

私は、この無線LAN環境に困っているところが、今日いらっしゃる委員の皆さんにはN

HKにも視察に行かれたのでよく御存じだと思いますけれども、今販売されている4Kテレビは、正確に業界でいえば4K対応テレビという呼び方

で、やはり遅れているのが美術館、博物館、そ

れから城郭、神社仏閣、公園、それから鉄道の車

内、バス、タクシーと、こういった交通機関、そ

れから観光地、文化施設がどうもやつぱり遅れて

いるというのがこの観光庁の見るとよく分かります。確かに、イギリスなんかで列車に乗るとど

こも無線LANが入つていてこれは完璧にできて

いるわけですから、そういう意味じや、まだ

まだ日本は遅れているというふうに思います。先

ほど的新幹線の電波対策もござりますけれども、これはインバウンド、観光客だけじゃなくて一般の方はどうぞぐらん御存じだよと思ひでしようか。

○國務大臣(高市早苗君) どの程度の方が正しく御承知いただいているかというのを今お答えする

ことは困難でございますが、私自身も去年から非

常に強い問題意識を持っておりました。

さらに、先ほどの円グラフにもう一度戻りますけれども、右の円グラフの③の衛星放送受信環境整備支援事業、これについてなんですが、これ聞きますと、4K、8K実用放送の開始は来年になります。

○杉尾秀哉君 皆さんも海外旅行に行かれて痛感すると思うんですけども、本当に日本はまだまだこの分野で私は遅れていると思います。無線LAN後進国だとまでは言いませんけれども、まだ遅れているということを、海外の特に旅行に行つたり仕事に行つてもそうなんですが、痛いたしました。

そこで、そもそも4K、8K放送についてお尋ねいたします。

4K・8K推進ロードマップ、資料四でございまますね、これによりますと、来年二〇一八年からBS、CSで実用放送が始まるというふうになつております。十二月といふうに聞いております。

私も先頃、家電量販店に行って、最近ちょっとBS、CSで実用放送が始まるというふうになつております。十二月といふうに聞いております。

私は、この無線LAN環境に困っているところが、今日いらっしゃる委員の皆さんにはN

HKにも視察に行かれたのでよく御存じだと思いますけれども、今販売されている4Kテレビは、正確に業界でいえば4K対応テレビといふ

で、やはり遅れているのが美術館、博物館、そ

れから城郭、神社仏閣、公園、それから鉄道の車

内、バス、タクシーと、こういった交通機関、そ

れから観光地、文化施設がどうもやつぱり遅れて

いるというのがこの観光庁の見るとよく分かります。確かに、イギリスなんかで列車に乗るとど

こも無線LANが入つていてこれは完璧にできて

いるわけですから、そういう意味じや、まだ

まだ日本は遅れているというふうに思います。先

ほど的新幹線の電波対策もござりますけれども、これはインバウンド、観光客だけじゃなくて一般の方はどうぞぐらん御存じだよと思ひでしようか。

○國務大臣(高市早苗君) どの程度の方が正しく御承知いただいているかというのを今お答えする

ことは困難でございますが、私自身も去年から非

常に強い問題意識を持っておりました。

実は去年、うちのテレビがある日壊れました。しかも二月だったのですで、うちだけ電波を止められたらどうかと主人に言われたようなことだつたんですが、それで、新しいテレビを買いに行かなければいけなくて、そのとき私が夫に言つたのは、なんちやつて4Kテレビの段階で買つてしまつたんです。でも、なんちやつて4Kテレビの段階で買つてしまつたんだですが、そのとき私が夫に言つたの

は、なんちやつて4Kテレビの段階で買つてしまつたんだですが、それで、新しいテレビを買いに行かなければいけなくて、そのとき私が夫に言つたの



総務省として、この指摘をどうひょうふうに受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○副大臣(あかま一郎君) お答えいたします。

総務省では、従来から電波法に基づいて無線局情報をインターネットで公表をしておりました。しかしながら、国の安全、外交、犯罪の予防等の理由から、一部の公共業務の無線局情報を公表してはございません。

今般、内閣府の規制改革推進会議において、米国、英国に比べて公表する内容が少ないのではないかとの御指摘があることを踏まえ、公共業務の無線局情報の公開の在り方について検討を開始いたしております。

一方で、公共業務の無線局については、その業務の性格上、情報の公開に向けた検討に関しても、関係府省庁、防衛省であるとか警察庁などでございますけれども、から様々な意見があることも事実でございます。

総務省といたしましては、欧米等諸外国の取組状況等も参考にしながら、どのような形で公表が可能なのか、関係府省庁とも協力して検討をしてまいりたいと思っております。

○杉尾秀哉君 もう一つ、資料六がございます。この資料六を見ても、例えは、今例に挙がつておりますアメリカ、イギリスなんかですが、これ目標値をはつきり定めて、そこに向かつてどういう達成状況になつているかということがこれ情報として公開されているということですね。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げます。我が国では、周波数割当て計画上、国などの公共業務の無線局の多くは従来から民間の無線局と周波数帯を共用することとしておりまして、周波数帯を専用的に使用することとしているものは限

定的でございます。

総務省では、これまで公共業務用周波数を割り当てられた無線局の再編や共用の取組を行つておりまして、具体的には、公共業務が使っていた

一・七ギガヘルツ帯の電波を再編して携帯電話に割り当てる、それから、九百メガヘルツ帯の既存無線局を公共業務と共用させる形で一・二ギガヘルツ帯に移行し、空き周波数を携帯電話に割り当てるなど実施しております。

需要の増大が続く携帯電話、それからW-iFiなどの移動通信用の周波数の確保に向けましては、二〇二〇年までに六ギガヘルツ以下の周波数で合計二千七百メガヘルツ幅程度を移動通信用の周波数といふことで確保する目標値を挙げて取り組んでおります。この二千七百メガヘルツ幅の目標値のうち約半分が公共業務用に割り当てるが可能な

周波数帯域でございまして、広く官と民が使用する周波数で共用等を推進し、最適化を図ることで必要な周波数を確保していくといったことでござります。

○杉尾秀哉君 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック、膨大な通信量が必要になると、こういうふうな指摘がございます。是非、今おっしゃった施策を着実に進めていっていただきたいというふうに思います。

時間がになりましたので、私の質問を終わります。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

本日は、電波法及び電気通信事業法の改正案に

査、地上デジタル放送対策などに限つております。

今回の法案では、電波利用料の料額を見直すとともに、用途の追加をすることで支援の拡充を行

うということでございまして、これまで以上に電波の利用を通じて社会的課題の解決に役立てることが必要であると考えます。

電波利用料予算につきましては、年間三百億円という平成十三年度から歳出の大部分を占めておりました地上デジタル放送への対策が昨年度でほぼ終了したため、歳出構造の変化に伴い七百億円規模の予算が約六百二十億円に縮小となりました。

そうした中で、電波利用料の用途を追加をしておりますけれども、ます、今回の法案で用途を追加した理由に関して御報告いただきたいと思いま

す。

○政府参考人(南俊行君) お答え申し上げます。

4K、8Kの実は実用衛星放送が来年十二月からスタートをいたします。その4K、8Kの衛星放送というのは、従来の右旋と言われる回転方向とは違う左旋と言われる回転方向のアンテナが必要になる場合がございます。この左旋のアンテナを設置して衛星放送を直接受信されるケースであつて、かつ御自宅の中の、宅内の配線部分が非常に古い設備で構成されております場合に電波が漏えいをいたしまして、既存の無線局、例えばWi-Fiといったような無線局に混信を与えること

が懸念されるところでございます。

したがいまして、電波が漏えいすることによつて他の無線局に妨害を与えない、そのための受信環境の整備が必要であるという観点から、この漏えいの実態を正しく把握しまして技術基準を策定をする、そのための調査、あるいは、先ほど来から御議論ありますとおり、受信環境整備に向けた周知、啓蒙活動というものが必要になつてしまります。

特に、電波利用料は、電波の適正な利用の確保のために必要な共益費用を無線局などの電波利用事業者等に負担してもらいう制度でございまして、電波法におきましては、これまで電波利用料の使途を電波監視の実施や電波の安全性に関する調

査、地上デジタル放送対策などに限つております。

なるよう改修する工事というものが必要になつてまいりますので、それに対する一定の支援とい

うものを可能になるために、今回電波利用の共益費用の使途を一部拡大をさせていただきたいといふことでお願いしているところでございます。

○山本博司君 今回の電波利用の料額の改定においては、電波法附則の第十四項の規定におきましては、平成二十九年から三か年に及ぶものとして定められておりますけれども、この料額は今後も継続されるということでいいのかどうか。今後も、これからI-O-Tの進展など電波利用の需要が増えることが予測されておりますけれども、この点、確認をしたいと思います。

○政府参考人(富永昌彦君) 今回の電波利用料の見直しでは、今後三年間において必要となる電波利用共益事務の費用を見積もつた上で、三年間を通じてその費用を賄えるよう料額を算定しております。具体的には、必要となる費用をそれぞれの無線局の使用周波数、設置場所、出力や無線局数等を勘案いたしまして、無線局の免許人に公平に負担いただくことになるようにしております。

今後本格的なI-O-T時代の到来により増加する想定される携帯電話等の端末でござりますけれども、使用する周波数幅に応じて上限を設定し、端末数が上限を超えても負担が増えない措置を前回の料額改定時と同様に今回も適用しております。それから、免許人の負担が急激に変化しないよう、算定額の料額が従来の料額と比較して二割を超えて増加しないようにする激変緩和措置につきましても、前回の料額改定時と同様に適用しております。

こういった電波利用料の見直しの考え方につきましては、有識者における懇談会において、免許人からの意見、それからパブリックコメントの結果も踏まえながら検討してまいりました。今後の電波利用料の見直しでござりますけれども、実施

すべき事務ですかと料額算定の在り方につきましては、これまでと同様に、電波利用料を負担する免許人の意見を踏まえながら各免許人の負担が適切になるよう検討してまいります。

○山本博司君 大幅な形の引上げはないといふことではござりますけれども、この用途の追加の中に、4K、8Kの普及促進のための衛星放送受信環境整備に関する支援、これが含まれております。4K、8K放送は、超高精微な画質による放送でございまして、立体感また臨場感ある映像を楽しめることから、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた普及促進、これが期待をされております。

て、先般  
年十二月  
が立つた  
普及の  
者の皆  
だく必要  
8Kな  
提供す  
す。  
また  
いる4社  
信でき  
といふ  
蒙が必要

一方、先生御指摘のとおり、今市販されて  
るテレビでは当然には新しい衛星放送は受  
ませんので、別途チューナーが必要である  
ところの視聴方法に関する十分な周知啓  
発である。先ほど来、まだまだ不足して  
いる御指摘をいただいていたところですが、  
月以降実用放送をスタートするというめど  
たところでござります。

近年、無線局の急激な増加によりまして周波数の逼迫状況が生じておりますけれども、こうした状況を緩和して、新たな周波数需要に的確に対応するための電波の有効利用を図る必要がござります。そのための研究開発、これは大変重要でございまして、この増額をした研究開発予算、今後どのように活用していくのか、お聞きをしたいと思ひます。

○副大臣(あかま一郎君) たゞいま委員御指摘ございましたように、周波数の逼迫状況を緩和する等のために、電波資源の拡大のための研究開発、これを実施しなければならないという話の中で、具体的にでござりますけれども、本格的なI-O-T時代を支えるI-C-T基盤として、超高速に加え、多数のものが同時にネットワークにつながる多数接続、遠隔地においてもロボット等の操作をスマートに行なうことができる超低遅延といった特徴を有する5Gを導入するための技術、さらには、4K、8K等の導入に当たり、超高精細の映像を周波数の利用効率を高めつつ伝送する技術、また、増大するI-O-Tの需要に的確に応えるため、周波数の共同利用を促進する技術などの研究開発を推進するとともに、東京オリンピック・パラリ

博司君 今お話を伺いました周波数の有  
する。 様々な形で取組が進められておると思いま  
ども、この5Gの国際標準化に向けた取組  
に資する第五世代移動通信システム、5G  
に向けて、この研究開発、大変重要でござ  
ります。 我が国では、二〇二〇年の東京オリンピッ  
ク・パラリンピックに向けて、世界に先駆けて現  
在、千倍十ギガバード以上の中高速度の5Gの  
実現を目指して、産官学が連携して今オールジャバ  
ーで取り組んでいます。 超高速だけではなくて多數同時接続や低遅  
延性を有しております。 また、この5G実現に向けた大きな課題とし  
ては、5G用の周波数を確保があります。 5G用の周波数を確  
保するためには、世界各国で戦略的な検討が進んで  
まして、我が国のニーズに十分に応えるこ  
とができる5G用周波数をしっかりと確保できるよ  
うに尽力をしていただきたいと思います。

加えて、5G等の実現のために、国際的に調和を用いた周波数を確保するとともに、周波数の利用効率の高い無線技術の国際標準化、これを推進していくこととしております。さらに、我が国が強みを有する無線技術や無線システムが海外においても活用されるようにするため、現地での共同実証試験や技術導入に関する政府間対話などを推進することとしております。

総務省といたしましては、我が国の電波産業の更なる発展も念頭に置きつつ、より一層電波の有効利用を推進するため、引き続き電波資源拡大のための研究開発等にしつかりと取り組んでいく所存でございます。

状況について御報告いただきたいと思います。

○政府参考人(富永宣彌君) 5Gの国際標準化につきましては、委員御指摘のとおり、ITU、国際電気通信連合におきまして、先進的な国ですとか地域の参加の下に、5Gの早期実現を目指しまして周波数それから技術の標準化に関する議論、活発に行われております。

私ども、我が国においては、5G用周波数確保に向けた検討を情報通信審議会において進めておりまして、また、5Gを実現するために必要となる要素技術の研究開発などに積極的に取り組んでおります。

5Gは本格的なI-O-T時代のICT基盤という

した課題解決を進めなくてはならない点でござります。

官民が連携した取組が求められていると思いま  
すけれども、この４K、８K放送の普及促進に向  
けて今後どのように進めていくのか、お聞きいた  
いと思います。

○政府参考人(南俊行君) お答え申し上げます。

ら作つてまいりたいと。今年の十二月一日が来年放送開始のちょうど一年前でございますので、それに向けてギアアップをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○山本博司君 しつかりこの4K、8Kの普及促進に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、この電波利用料の使途の中で、電波資源拡大のための研究開発等の予算が、昨年までの百七億円から今年度の予算では百九十二億円とほぼ倍増に近い形となつております。

第二部 総務委員会会議録第十一号



し、無償提供を開始しております。

総務省といたしましては、聴覚障害者のコミュニケーション環境が向上するよう、電気通信事業者等とも協力しながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○政府参考人(足塚由美子君) お答え申し上げます。

聴覚障害の方が一人で電話を掛けられるように支援をする電話リレーサービスでございます。厚生労働省におきましては、平成二十九年度から新たに事業を予算化しているところでございます。具体的には、聴覚障害者情報提供施設に対しまして、手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置して、電話リレーサービスの提供体制を確保するという事業を予算化しているところでございます。

また、平成二十九年三月二十八日に決定されております働き方改革実行計画の工程表におきましても、電話リレーサービスの実施体制の構築に取り組むということを明記をしておりまして、引き続き聴覚障害者の支援に努めてまいりたいと考えております。

○山本博司君 これは今回、平成二十九年度から厚労省が、千百五十二万円、実施は四か所ということで、本来はもつと大幅な予算を想定されているわけですから、削られてしまつたという経緯がございます。これは、やはり総務省も含めてしまつかりとの点に関しては検討いただきましたけれども、しつかりこの点に関しましては検討いたしました。大臣のところに日本財團の笹川会長からお願いを申し上げないと、政府としてこのことに関しまして更に充実ができる環境をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

最後に、災害時の通信手段の確保についてお伺

いをしたいと思います。

東日本大震災におきましては安否確認への利用など、被災地では携帯電話の通信規制や停電によりまして基地局の機能停止が続きました。通信手段の確保が大きな課題であり、ICTの重要性が改めて認識される一方、通信インフラの脆弱性が浮き彫りになり、そこで、災害時には電話以外の通信手段の確保が重要な要素となつております。

そういう意味で、災害時におきまして医療救護活動などの災害応急活動が円滑に進むように、携帯電話が使えないことを想定しました非常用通信手段の確保を推進すべきと考えますけれども、この認識をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。

総務省におきましては、大規模災害時の非常用通信手段の在り方にに関する研究会を開催いたしました。昨年六月に取りまとめを行いました。災害時に医療救護活動を行う関係機関ごとに確保すべき衛星携帯電話等の非常用通信手段、それから推奨される性能、設置、操作における注意点などに關するガイドラインを策定いたしまして各都道府県宛てに周知を行つたところでございます。

また、この研究会の検討を受けまして、医療救護活動などにおいて非常用通信手段の適正な利用を促進するため、全国十一か所で研修、訓練などを実施し、非常時に通信機器を操作、運用できる人材の育成を推進する取組を本年度から開始することとしております。

また、このほか、地方公共団体のWi-Fi環境の整備なども進めているところでございます。総務省として、引き続き、災害時に通信手段を有効に活用するための取組を積極的に推進してまいりますけれども、しつかりこの点に関してお困りの申入れがあつたといふに聞いております。

○山本博司君 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。法案に先立つて、日本郵政の巨額損失問題について質問をいたします。

日本郵政が六千二百億円もの巨額を投じて買収したオーストラリアの物流企業トール社の業績不振で、数千億円に上る巨額の損失を計上すると報道されています。日本郵政は、本日夕方、記者会見を行うと聞いておりますが、日本郵政がトル社を買収したのは二〇一五年であります。当時

大臣、当時この買収についてお認めになつたんですか。

○国務大臣(高市早苗君) 買収につきましては私が認可するものではありません。

○山下芳生君 日本郵政の経営判断だということだと思います。監督官厅としても一〇〇%株主としていたとはいえ、一〇〇%政府が株式を保有していました。監督官厅としても一〇〇%株主としても、政府そして総務大臣には重い責任があると思います。

今回の件について、高市大臣、責任お感じになりませんか。

○国務大臣(高市早苗君) 平成二十七年、私の記者会見の記録もござりますけれども、私も発表になりました十分承知はいたしておりませんでしたのが、しつかりとした対応を期待したいと、それから、うまくいかなかつたらこれは大変なことであると、しつかりと日本郵政グループのグローバル化と収益力の多角化、強化、そして、当然、法定化されおりますユニバーサルサービスの確保、これを両立させていただきたいと考えています、このように記者会見で、これは日本郵便から発表があつた数日後の記者会見でお答えしたところでございます。

今、山下委員がおつしやいましたトール社に係るのんの扱いについては、今日現在、今の時点では日本郵政から現在検討中のコメントが出されているのみでございます。さらにまた、日本郵政の経営判断によるこことですか、今の時点で総務省としてコメントをすることは差し控えたいと存じます。

平成二十九年度事業計画の認可においては、私から日本郵便に対しても、国際物流業務の状況等に留意しつつ、引き続き、収益力の多角化、強化、経営の効率化の更なる推進、ガバナンスの強化などを着実に進めるということを要請いたしております。しつかりと取り組んでいただきたいと存じます。

○山下芳生君 今、会見のことが紹介されましたので、私もその会見を議事録を読みました。二〇一五年の二月十八日に日本郵政がトール社の買収を発表しているんですね。買収は、その後数か月掛けてトール社の全株式を取得する予定であります。この二月十八日の発表された二日後に高市総務大臣は記者会見で野心的な挑戦だというふうに評価をされていたわけで、事実上これはこのトール社の買収について追認されたと言つていらっしゃいます。ですから、知らなかつた、日本郵政がやつたことだということでは私は済まない。

ユニーク・バーサルサービスの維持ができるのか、郵政で真面目に働く人たちへの影響はないのかが懸念されておりますので、委員長に提案したいと思いますが、この件について、買収当時の社長だった西室泰三氏、現社長の長門正貢氏ら関係者に参考人として出席していただいて、集中審議を行なうことを提案したいと思います。

○委員長(横山信一君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○山下芳生君 それでは、法案の質疑に入ります。

法案の航空機の無線設備に関する検査制度の見直しについて聞きます。

航空機にはたくさんの無線設備が搭載されておりますが、まず、どのようなものがあるのか、紹介してください。

○政府参考人(富永昌彦君) 航空機に搭載される無線設備には、管制所と交信するための航空機用無線電話、質問信号を受信すると自機の識別信号を送信するATCトランスポンダー、前方の雨な



やつてひましたけれども、このベンチエックどうなるんですか、やめるんですか。

○政府参考人(富永昌彦君) ベンチエックにつきましては、どういつた形で実際に点検をしていただくかということを含めまして、これから検討課題とさせていただいております。

六をし 検析

て、不具合を減少させる方策につきまして検討及び信頼性向上のための具体的な方策について討を進めた結果、P D C Aサイクルなど予防的月に行われました。

を受けて、やはりPDC Aサイクルを実際に点検等を行う会社がやることを前提に制度整備ということをつぶらさせていただきたいということです。

私どもとしては、この制度創設を契機にいたしまして、しっかりと民間事業者におきまして、点

○片山虎之助君 片山虎之助です。  
　先ほどは、どうも、委員長始め皆さん、ありがとうございました。また、松下先生、質問でお触れいたただきましたが、どうぞ、ざいました。  
　それでは、質問に入ります。

○山下芳生君 結局、これから決めるところなど  
なんですよ。どうなるか分からない。定期検査が  
年一回やられていたときよりも良くなるのか悪く  
なるのか、私は今の段階で判断できない、白紙だ  
以上でございます。

な整備管理体制を構築し、恒常に無線機器の基準適合性、適合性確認を行うスキームを導入するとの方向性が平成二十八年三月に示されたところでございます。今回の制度改正はこれを踏まえて行うものでございます。

検整備、PDCAサイクルを回すようなことをやつていたらぐようにならうにしつかりと周知啓発を図つていきたいと思つておりますし、実際にこの認定制度を運用していく段階で報告を求めることがあります。その報告の中で、しつかりした

今回の法律、我が党は最初は反対しようかと、こういう意見も大分あつたんです。賛成に今までまつたんですけども、それは何でかといいますと、周波数のオーバークションというのが我が党の昔からの政策なんですね、オーバークション制度の導

と言わなければなりません。何も決まってないんですからね。これではトラブルや不具合を減らせるのかどうかは分からないと私は思います。

以上でございます、  
○山下芳生君 予防的整備、P D C Aサイクルと  
いうんですが、私、それがうまく回ることを前提  
で今お答えこなつてあると思いますけれども、必

ものがやられていない場合は立入検査もいたしま  
すし、また、必要によつては認定を取り消す、あ  
るいは、更に申しますと無線局の免許を取り消す  
といつことちら可能でござりますので、少つか

入。前の臨時国会でも、我が党は議員立法で出しているんです。この通常国会にも百二本も出してゐるんですけども、その中にこのオーケーション制度をつらうらしく書いてあるのです。

航空機の無線設備で、先ほど紹介したように、これだけの日本の国内でもトラブルがあつたり不具合があつたことが分かつたわけです。しかも、これは二〇一三年、二〇一四年にこの検討会や評議会が国交省や各航空会社に問合せをして初

二〇〇四年の日本航空のMD-87型機、これが、義務付けられた左主脚部の点検をしないで四十一回離着陸を繰り返していた事件があります。しかしながら、そのことは限らないということを指摘しなければなりません。

と総務省として対応していきたいと考えております。

そこで、今の電波法の改正案にはオーケーション制度ありませんわね。これはもう長い議論でね、オーケーションをやるかやらないかは。民主党政権時代には内閣でも法案作つたんですよ。しかし、作つただけで終わつちゃつてゐる。

めてこれだけたくさんあるんだといふことが分かつた。専門家の先生方もたくさんあるじゃないかと驚いておられたわけですが、だとすればですよ、まずは国が主導して、緊急に事故や不具合発生の原因を分析、究明して、今すぐ可能な取れる

も、この未検査が発覚した後の検査も、必要な二つの検査のうち一つを行わずに手抜き検査のままだつたと。それで十二回、また後、離着陸を行つたということがありました。このとき報道では、検査を担当した整備士は、翌日のフライトに影響

こののかといいますと、やはり背景に利益至上主義があると思います。今回の航空機の無線機器の検査制度の見直しの出発点も、航空機会社、とりわけ格安航空会社と言われるところから二〇一二年に年一回の定期検査の免除を求める規制緩和要

電波の有効利用とか手続の透明化とか、ある意味では国民の財産である電波で見返りのお金が入るんですから、諸外国はほとんどやっているんですよ。まあ全部やっているわけじゃない、ある程度種目を限つてやっているわけですけれど

対策を打つことが当然だと思うんですが、それやらぬで、なぜ航空会社のPDC Aサイクルに委嘱されねるようなことをするんですか。なぜます国が主導して、直ちにやれることをやらないんですか。  
○政府参考人(富永昌彦君) 航空機局の定期検査等に関する評議会におきましては、航空機司に答へて、

を与えることが気になつた、早く検査を終えた  
かつたこともあると、こう答えているわけであり  
まして、二〇一一年、航空機を製造する三菱重工  
でも部品の手抜き検査があつて、八九年から二〇  
一年までの間、四十六万個の航空部品で規程の  
検査手順を守らなかつたこともありまし

求が出された、費用も手間も掛かる定期検査を3年に一回にしてくれとか、検査項目を減らしていくとか、ベンチチエックを見直してくれとかいろいろが出てきていますから。

も。ところが、我が国ではなかなかそういう、民間の意見も、是非やれという意見は少ないですよね。そういう意味での需要もないんじゃないけど、こう思うんですけど、その辺が私はよく分からぬ。私個人は、部分的にやってみたら面白いと私は思つてゐるんです。

載される無線設備につきまして、過去数年にわたり不具合の技術的データを分析した結果、定期検査時だけではなく通常運航時、この通常運航時と申しますのは、航行中に限らず運航前点検中でありますとか整備期間中という期間も含みます、こういった運航時にも不具合が一定程度発生していること、それから、不具合を予防するための系統的な信頼性管理は行われていないことが判明いたしました。

た。  
何が言いたいかといいますと、民間会社では、こうして運航に支障を来すなどの理由で検査、点検が正常に行われないことがあり得ると、こういうところにP D C Aを委ねても正常に機能しないことが起り得ると、違いますか。

にいかないと、航空機の安全というのは絶対優先されなければならないと思いますが、まだそういううP.D.C.Aサイクルに委ねるのは私は時期尚早だと。ます国が、これだけのトラブル、不具合があることが分かつたんですから、やるべきことをまずやらせるということをやるのが先決だと思つております。

国の責任を後退させることはまりならないと

だから、今の政府は、これは駄目だと言つてい  
るんじゃない。採用しようと言つてはいるんじゃ  
ないんでしよう。しかし、これは採用しないと  
言つてはいるんでもないんですね、継続課題なんだ  
よ。だから、これは研究をしてもらつて、良ければ  
ば入れてもらうと、こういうことで我が党はこの  
法案の賛成に変わつたわけですから、そこはよく  
考えてください。



か衛星通信は上げたんでしよう。それはバランス取れているんですね。

それから、新しく増やすというのは、4K、8Kや、それから無線LANの話があつたけれども、Wi-Fiや、それからオリンピックでしょう、簡単に言うと。それは今までの法律の中で読めますけれども、その上げ方、下げ方の幅というのはちゃんとルールがあるんだわね。ルールあつたよね、前。そのルールのとおりやつたのか、ちょっとと説明してください。

○政府参考人(富永昌彦君) まず、徴収の方法でございますけれども、基本的に総額といたしますので、簡単に申しますと全体的に下がるわけでございますが、無線局の周波数、利用する周波数幅ですかと様々なパラメーターを考慮して計算いたすものですから、個々の無線局ごとに見ますと下がるものと増えるものがござります。増えるものの主要要因といたしましては、より周波数幅をたくさん使うようになつた場合ですとか、あるいは三年前の料額算定のときに当時の激変緩和措置として、本来ならばもっと上がるべきものを二割増に抑え、抑えられなかつた部分が残つていて、三年後の今回、その部分を激変緩和措置として、そこまで上げるといつたもののがござります。したがつて、全体として下がるものが多くございますけれども、上がるのもござります。

それから、使途の方でございますけれども、使途、御承知のように、平成二十年の法改正で限定列举ということになりました。以降は、こちら、国会において御審議いただいて、列挙させていただいてあるといつてござりますけれども、今回既存の使途でできるものがほとんどでございませんして、一点、新しい使途追加として御審議いただいてあるといつてございませんのが、今回の4K、8Kの環境整備、その一件だけでござります。

○片山虎之助君 あのね、お話をつたように、地

デジがずっと大口で、これに金掛けてきたから、これが終わつたら今大きいものないんですよ。そ

れで今、七百億というものは今六百二、三十億です。これ使い方をもつと考えたらいいと思うよ。余り固定的に考えなくて。

そこで、今の新幹線やなんかの聞こえないやつを聞こえるようにするといつて。今新幹線で聞こえるのは東海道・山陽新幹線と東北と、あとは前橋までですか。どういう状況になつて、どういうふうにやるの。

○政府参考人(富永昌彦君) 新幹線のトンネル対策で完了しておりますのが東海道新幹線でござります。それから、山陽新幹線につきましては、どんなん西の方に対策が進んでおりまして、私の記憶ですと、ほぼ完了できるかできないかといつてここまで来ております。山口県辺りが行つているか行つていないかといつてござります。それから、東北新幹線につきましては、今岩手県を北上しております。岩手県を完了できるかできな

いがど、そういう段階にいると理解しております。あと的新幹線につきましては、おおむねまだこれからといつては、ほとんどでござります。

以上でござります。

○片山虎之助君 是非それは、今の新幹線や道路のトンネルの障害は除去してくださいよ、是非。

それ以外に、東京オリンピック・パラリンピックでこの電波利用料を掛けてやるのはどういう仕事がありますか。

○政府参考人(富永昌彦君) 特に重要と認識して

おりますのは、電波の監視でございます。東京オリンピック・パラリンピックが開催されますと、競技場及びその周辺において物すごく多くの無線局が、国内の皆様方もお使いになりますし、海外から来られる方々もお使いになります。そういうところでもちゃんとした無線通信ができるよう

といつて、しっかりととした電波監視をやらなければいけないと思ってござります。

○片山虎之助君 4K、8Kになると電波が左巻きになるんだって、そういう説明だわね。そ

るとその電波が漏れるといつてんだな。そのための対策をやるんでしょう、これから。それ間に合う

統一的にルールがあるかということになります。

と、やっぱりそれぞれの支援対象の実情に基づきながら考えているといつてのが実態でございます。

○片山虎之助君 JRから取れなかつたといつのはどういうこと。今六分の一取つているじゃないですか。それはどういう理屈ですか。

○政府参考人(富永昌彦君) JRにつきましては、かなり以前はJRからの御負担はなかつたわけですが、現在は先生御指摘のとおり、六分の一いただいております。

これは、実は平成二十一年頃に、平成二十一年の十一月に行政刷新会議の事業仕分けがございました。その中でこの事業について予算要求の縮減と

いう評価がなされました。それを契機にいろんな議論が出来まして、JRの負担に関する議論もその後行われました。さらに、予算編成過程を経て現在、昔はなかつたわけですが、六分の一JRが負担するということにされたわけでございま

す。

○片山虎之助君 是非それは、今の新幹線や道路のトンネルの障害は除去してくださいよ、是非。

それ以外に、東京オリンピック・パラリンピックでこの電波利用料を掛けてやるのはどういう仕事がありますか。

○政府参考人(富永昌彦君) 特に重要と認識して

おりますのは、電波の監視でございます。東京オ

は、去年が二千四百万か、これ四千万なら、地方に回さないとそれはもたないよ、重立つたところも。それからまた、地方に回してもらわぬと地方活性化にならないんですよ。そういう意味では、そういう意味での環境整備が是非必要なんですね。

○政府参考人(今林顯一君) 先生御指摘のとおり、総務省の方では無料Wi-Fi環境実現が大変重要なこととして、十二月に整備計画を策定いたしました。その中では、一九年度までに全国の指定避難所などの防災拠点三万ヶ所のWi-Fi環境の整備を完了するということを目標といたしました。そこで、整備済み一万四千ヶ所を除く一万六千ヶ所について、官民で連携しながら整備を推進していくことにしております。総務省といたしましては、二十九年度予算、先ほど富永局長からお話をありましたように、電波利用料で平成二十九年度三十億九千万円を確保して地方を支援していくことにしております。

現在、各地方の方には、計画の必要性ですとか、防災面だけでなく、先生おっしゃつたオリエンピック・パラリンピックのときの観光面の重要な性、こういったことについて、支援策も含めまして地方公共団体、地域の関係者に周知、働きかけを行つております。二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて整備計画の着実な達成に努めてまいりたいと存じます。

○片山虎之助君 4K、8Kになると電波が左巻きになるんだって、そういう説明だわね。そ

るとその電波が漏れるといつてんだな。そのための対策をやるんでしょう、これから。それ間に合う

ですか。

それから、地方なのよ、もう一つは。これから

適用する対象ごとにそれぞれやはり実情を考えながらこれまでやつてきております。

例えれば、道路トンネルでござりますと、私どもが二分の一支援するということをしております。

それから、鉄道の場合ですと、以前はJRからの負担はございませんでしたけれども、これ、いろんな議論がございまして、現在は六分の一を負担

以上でござります。

○片山虎之助君 オリンピックに四千万人来ると

いうんでしよう、今の計算では。そこで、今のWi-Fiといふのが無線LANというのか、それは

どういう計画でどういうふうに整備していくんで

あります。

○片山虎之助君 お答え申し上げます。

○政府参考人(南俊行君) お答え申し上げます。先生御指摘のようだ、二〇二〇年に全世帯の五

〇%を超える方が4K、8Kの衛星放送を御覧いただきたいという目標を掲げてございますの聽いたきたいということでございまして、今年度初めて私どもとしてはその工事を前倒しで進めていかなければいけないと。

先生御指摘のとおり、この左旋という、右旋ももちろんあるんですけれども、左旋を加えることによりまして、その左旋の周波数が加わることによって、今まで漏えいしていなかつた設備もそれによつて電波が漏れて、Wi-Fiだと機器に混信を与えるおそれが出でまいります。そういたしますと、その混信を防ぐためには、古い設備、宅内配線部分の古い設備を新しいものに取り替える必要があるということでございます。

したがいまして、周知、広報だとかに加えまして実態把握だとか調査だとかも進めてまいりますが、その電波の漏えいに対応するためには、アンテナで受けて受信機に伝えるまでの宅内配線部分につきまして、古い設備、もう心線がむき出しになつているような設備を新しいものと取り替えるという工事改修が必要になつてしまりますので、新しい技術基準に適合したものとなるような改修工事というものを電波利用料の使途を拡大させていただいて対象に加えさせていただきたいということです。

○片山虎之助君 もう一つ、我が国のテレビの半分は、ケーブルテレビを見ている、ケーブルテレビで。ケーブルテレビの近代化、光化というのがないと、4K、8Kの普及はないんですよ。これを大々的にこれからやつてもらわにやいかぬのですが、どういう構想、どういう計画ですか。

○政府参考人(南俊行君) 先ほど、五〇%の目標達成のために、実は、三分の二是ケーブル経由で御覽になられるだらうということでございますが、実は、古い同軸ケーブルのままでございますが、十二億円の大容量の多数の番組が見れなくなつておそれもございますし、非常に同軸ケーブルが古くなつていると、これを更新していくという必要性もございます。そんなことから、伝送路の光化というものを全国レベルで推進してい

きたいということでございまして、今年度初めて新藤大臣はお答えになつた。

では、この三年間、携帯電話事業者は電波利用料の低額化によって得た資金というものをどのように利用者にサービス強化に向けて利用してきましたが、今まで計画的に光化を進められるよう努めています。

○片山虎之助君 大臣にもつと質問しようと思つたんですが、もう時間なくなりましたので、この次いたします。

終わります。

○又市征治君 希望の会、社民党の又市です。

本法案については基本的に賛成したいと思いますが、幾つかまだ納得できない面もありますので見解を伺つておきたいと、このように思います。

三年ごとの見直しということでありますと、三年前も電波利用料が変更されました。その際、単に利用料の引下げだけではなくて、電波利用料の算定における軽減措置の見直しも行われたわけであります。

三年ごとの見直しといふことではあります。

待もし、総務省も提案していくんだ、こういうふうに新藤大臣はお答えになつた。

では、この三年間、携帯電話事業者は電波利用料の低額化によって得た資金といふものをどうに利用者にサービス強化に向けて利用してきたのかということをお聞きしておきたいと思うんですね。

さらに、この携帯電話事業者の利用者に対するサービスに関連してお尋ねをしますけれども、総務省は昨年三月にスマホの端末購入補助の適正化についておきたいと思つたんですが、もう時間なくなりましたので、この次いたします。

終わります。

○又市征治君 希望の会、社民党の又市です。

本法案については基本的に賛成したいと思いますが、幾つかまだ納得できない面もありますので見解を伺つておきたいと、このように思ひます。

三年ごとの見直しといふことではあります。

ズに対応した料金プランの導入を要請しました。昨年、平成二十八年の四月からは端末購入補助の適正化のためのガイドラインを運用して、今年の一月にはその見直しを行つてあります。

これまでの取組によつて、大手携帯電話事業者では、ライトユーザーや長期利用者、それからヘビーユーザー向けの新たな料金プランが導入されました。また、MVNOも急速に拡大したということで、利用者の通信料金の負担軽減については一定の進展があつたと思つております。ただ、まだ大手携帯電話事業者にはこれからも努力をしていただく余地があると考えておりますので、引き続き、競争を加速させて更なる料金低廉化を促してまいります。

○政府参考人(富永昌彦君) 従来、大手携帯電話事業者各社は、主に事業者を乗り換えて端末を購入する一部の利用者に対して高額な端末購入補助を行つていたため、これが長期利用者等の通信料金の高止まりですとか利用者間の不公平につながり、また、MVNOの新規参入、成長の阻害を招くおそれもありました。

総務省いたしましては、こうした一部の利用者に対する行き過ぎた端末購入補助を適正化いたしました。より多くの利用者にとって分かりやすく納得感のある料金、サービスを実現することを目指しまして、昨年三月にスマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインを策定いたしました。

御指摘の行政指導、報告徴求でございますが、このガイドラインの執行の一環として行つたものでございます。当時、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、沖縄セルラーにおきまして、端末の購入を条件としてキャッシュバックなどを用いたためのクレジットカードを送付する手法を用いて、端末の販売を実質ゼロ円又はゼロ円以下で行わせる不適正な端末購入補助が行われておりまして、端末購入補助の適正化に関するガイドラインに沿わないものと認められたことから、昨年十月七日付けで速やかな是正と再発防止策等の報告を各社に求

めたものでござります。

こういったガイドラインの運用等により、大手携帯電話事業者では従来より低廉な料金プランが導入され、また大手携帯電話事業者の半額以下の料金で利用できるMVNOも急速に拡大するなど、利用者の料金負担軽減について一定の進展があつたものと考えております。

総務省といたしましては、引き続き、MVNOを含めた競争を加速させ、通信サービスと端末をより自由に選択できる環境を整備し、異なる料金低廉化を促していくことを考えております。

○又市征治君 携帯電話なりスマホの料金が高いという声は現在もあるわけですね。安けりやいいということでもないですから、かといつて競争させれば何だろうといふことがあります。

問題のは、やっぱり独占的な地位を利用して利

用料金を高止まりさせることは許されない。先ほど大臣からありましたように、やはりしっかりと適切な指導を更に強めていただき、業者にお任せではこれは困るという、そういう問題なんだろうと思います。

次に、この携帯電話事業者の負担軽減に当たっては、事業者が東日本大震災からの復旧に当たり多額の費用負担を負つたことであるとか、国民の生命、財産の保護に著しく寄与することなども指摘をされておりました。そういう観点から見た場合、携帯電話事業者等が東日本大震災での被害をどのように教訓化をしたかというのは、これは大事なことだといふには思ふんですね。そして、この教訓が生かされたかどうか、その試金石が実は熊本地震だったのではないかと私は思います。

東日本大震災に際して、携帯では最大で九割の

通信が規制を受けた、二万九千局が機能停止に追

い込まれたとのことでありましたが、東北では三

か月にわたつて不通のままという地域があつた、

こういう状況が報告されました。携帯機能が

停止した大きな理由は、この地震、倒壊、津波に

よることよりも電源喪失というふうに聞きました。

通信事業者には、天災等の非常事態において通

信手段の確保が義務付けられていましたが、かわら

ず、長期にわたつてその義務が遂行されなかつた

ことは誠に残念なことだと思いますけれども、総

務省としては、当然、東日本大震災の被害を教訓

化をし、携帯電話事業者等への指導を行つてきました。

このように事業者に対する指導を行つてこられたのか。そしてまた、その結果、熊本地震における通信障害の発生状況はどうだつたのか、その状況についての評価も伺つておきたい。これは金子さんかな。

○大臣政務官(金子めぐみ君) お答えいたしました。東日本大震災では、御指摘のあつたとおり、大規模な停電や伝送路断等により、電気通信サービスの提供に多大な支障が発生いたしました。このときの教訓を踏まえまして、総務省では、通信インフラの耐災害性を高めるために、発電機に使用する十分な燃料の備蓄でありますとか、補給手段の確保による停電対策の長時間化、また、たとえ一つが切れたとしても即バックアップできるよう通信回線の複数経路化などの対策強化を電気通信事業者に対して義務付けたところでございます。

○大臣政務官(金子めぐみ君) お答えいたしました。

東日本大震災では、御指摘のあつたとおり、大規模な停電や伝送路断等により、電気通信サービスの提供に多大な支障が発生いたしました。このときの教訓を踏まえまして、総務省では、通信インフラの耐災害性を高めるために、発電機に使用する十分な燃料の備蓄でありますとか、補給手段の確保による停電対策の長時間化、また、たとえ一つが切れたとしても即バックアップできるよう通信回線の複数経路化などの対策強化を電気通信事業者に対して義務付けたところでございます。

○大臣政務官(金子めぐみ君) お答えいたしました。

その後、復旧状況であります。発災から数日で役所や避難所のエリスの疎通を確保しまして、約二週間で震災前のアリエリアを回復いたしました。また、固定回線につきましては、加入者回線部分を除き三日間で復旧いたしました。

このような復旧状況につきましては、電気通信事業者の応急復旧対策が充実したこと、基地局の停電対策やエリックカバー対策が図られたことなどが一定の効果を上げたというふうに我々は考えております。引き続き、電気通信事業者と連携を図りまして、通信ネットワークの安全・信頼性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○又市征治君 東日本大震災と比較して規模は熊本とは違つたとはいえる比較的迅速に、今御報告

いたんだろと、このように評価をしておきました。

東日本大震災では、御指摘のあつたとおり、大

規模な停電や伝送路断等により、電気通信サービ

スの提供に多大な支障が発生いたしました。この

ときの教訓を踏まえまして、総務省では、通信イ

ンフラの耐災害性を高めるために、発電機に使

用する十分な燃料の備蓄でありますとか、補給手段

の確保による停電対策の長時間化、また、たとえ

一つが切れたとしても即バックアップできるよう

通信回線の複数経路化などの対策強化を電気通

信事業者に対して義務付けたところでございま

す。

また、携帯電話事業者につきましても、車載型

基地局の増配備を行つたり、停波した基地局のカバーエリアを隣接する基地局でカバーするためのアンテナ制御機能の整備などを実施していただきたところでございます。

統いて、熊本地震であります。まず被害状況

といふところでござりますけれども、携帯電話につきましては最大で約四百局の基地局が停波し、

固定回線につきましては最大で約二千百回線が被

害をいたしました。

具体的な中身は、衛星基幹放送による4K、8

Kの実用衛星放送が開始されるのに当たり、一部

の衛星放送の受信設備、テレビといふことになる

のでしょうか、その中には旧式のものや配線等の

不適切な施工により電波が漏えいしやすいものが

あり、他の無線通信に対する混信や妨害を引き起

こすおそれがある、先ほど南局長からもそのこと

の御指摘がありました。電波利用料の共益費用の

使途の追加により電波が漏えいしやすいがあると。その場

環境整備に向けた支援も行うと、こういうお話を

もありました。

電波利用料は本来、無線局全体のための共益的

な行政事務の費用について、受益者である無線局

の免許人等に負担を求めるものということでありますけれども、4K、8Kに対応した受信環境整備自体は確かに共益的な行政事務ですけれども、今回の提示されている具体的な課題を達成するための施策は、一体、各家庭ごとに個別的に行われる、こういうふうに理解していいのかどうか、これが一つ。

それからまた、是正が必要と思われる旧式の設

備であるとか、あるいは不適切な工事というのか

な、施工というのか、というのはどの程度、一体

何戸、あるいは何世帯存在をするというふうに

見ておられるのか。そして、それは正のために、各家庭に補助金を支払うという、そういう方法を取ろうと考えておられるのか、あるいはそれ以外の方法を想定されているのか、この点も伺つてお

きたいと思います。

あわせて、まあ全部一挙に聞いてしまいます

が、受信環境整備というのは大変広い概念とい

うか施策ですけれども、今回の中止では想定され

いないと思いますが、将来的には4Kあるいは8

Kを受信できるための装置の購入に対する補助と

いつたものも何か考えられているのかどうか。

さつき大臣からはチューナーだとなんとかとい

う問題もいろいろあるなというお話をありましたけれども、そこらの点についてもお伺いしてお

きたいと思います。

○政府参考人(南俊行君) お答え申し上げます。

来年十二月から4K、8Kを使いまして新しい

衛星放送がスタートしてまいります。右旋の周波

数と左旋両方使うでありますけれども、問題が生じま

すのは左旋に対応するアンテナを用いて衛星放送

を受信されるケースであつて、かつ旧式の、先ほ

ど先生から御指摘のブースターですとか分配器と

いた非常に古い設備を御使用になられてい

る場合に電波が漏えいするおそれがあると。その場

合、新しい基準に適合することとなるように工事

を、改修をしていただか必要が生じます。

まず、支援の対象規模でございますが、今後、電波の漏えいの実際の実態を全国的に調査をした上で最終的に精査をしてまいりたいというふうに思つておりますが、現時点におきましては、大体衛星放送を直接受信されるケース自体が全体の三分の一ぐらいであろうというふうに思つておりますが、そのうち左旋の衛星放送までサービスを受信したいと思われる御世帯は大体全体で二百万から四百万程度の世帯になるだらうと。このうち、先ほど申し上げました旧式の設備のままであるというケースになると更に数字が絞られてまいりますので、現時点では、平成三十年、三十一年の二か年にわたりまして集中的に対策、支援をしてまいりたいと思っておりますが、それぞれ金額ベースで大体十二億円程度の規模というものを現段階では見込んでいるところでございます。

具体的な支援のやり方でございますけれども、各御家庭、特に一戸建ての御家庭の場合で旧式の設備かどうか一般の視聴者には分かりにくうござりますので、地デジのときはデジサボと言われる組織をつくつて、この間接補助事業者を介して一般の視聴者の皆さんのお申込を代行していくたゞくというスタイルを取つてございましたので、工事事業者ですとか施設管理者の皆さんと連携して、効率的な支援を行われる方法をこれから検討してまいりたいと思っております。

支援の対象となる設備の範囲でございますけれども、これは、4K・8K放送というのを地デジのときと異なりまして言わば2Kにアドオンして新しく加えられるサービスでございますので、基本は、アンテナ部分につきましても受信機につきましても、やはり視聴を希望される方が御負担いただくというのが基本であろうというふうに思つてございます。

したがいまして、アンテナと受信機本体を除きます宅内配線、問題となり得る宅内配線部分の増幅器でございますとか配線分配器、そういったものの改修工事費用の一部を私どもで支援をしてまいりたいと思ってございますので、現段階で受信

機購入される方あるいはチューナーを購入される方への直接補助というのは考えていないというところでございます。

○又市征治君 今ありましたように、来年から4K・8Kの実用放送が開始されるということになりますけれども、確かに、三年前大臣室で、この間は総務委員会の皆さんでNHKの視察をやつて、8K見ました。大変精密で大変美しい、大変なことなんですが、一齊に切り替えるわけじゃないことなんですが、地デジに全部切り替えたのと訳が違うわけでありますから、余り急ぐ必要もないんじゃないかなという気がいたしますけど、ます拙速になつて混乱が起きるようなことだけはないように、その対策はしっかりと準備を進めていつてもらいたいということを強く申し上げておきたいと思います。

この件については、通告してありませんが、大臣の方から改めてこの準備についての決意のほどをお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 先ほど局長から支援の規模ですとかそういうことについて速やかに調べて、という話がございましたが、その内容も踏まえて概算要求にも反映させていただきたいと思います。皆さんに安心していただけるように、しっかりと取り組んでまいります。

○又市征治君 終わります。

○委員長(横山信一君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(横山信一君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(横山信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会

に技術的にチエックする能力があつたとしても、自社の航空機搭載無線設備に対し厳正なチエックができるかは疑問です。航空機運航の安心、安全に対する国の責任の後退であり、反対です。

そもそも、今回の検査制度の見直しは、年の定期検査の省略や費用負担の軽減を求める航空事業者の規制緩和要望が出発点です。しかし、専門家の検討過程において、過去十年間で百件を超えるトラブル、重大事故につながりかねない多くの不具合事象が発生していることが明らかになりました。

今、国、総務省がやるべきことは、航空会社任せの括弧付改善の取組や定期検査を省略する新たなスキームの導入ではなく、現在報告されている不具合事象について、国が主導して原因を分析、究明し、可能な対策を直ちに打つことです。安全性と競争力はバランスを取るものではなく、安全性確保は何よりも優先されなくてはなりません。国民の願いは航空機の安全運航の確保です。総務省の姿勢は、航空会社の要望ありきで国民の願いに逆行するものであることを指摘して、討論を終わります。

○委員長(横山信一君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(横山信一君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(横山信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

第八号中正誤

一ページ三段終わりから九行の「ふるさと納税制度における返礼品の適正化に関する件」は別行とするはずの誤り。



平成二十九年五月十七日印刷

平成二十九年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K